

# 福井県報

号外第65号  
令和5年  
5月21日(日)  
火曜日発行

## 目次

(※は県例規集登載事項)

### 規則

- ※福井県行政組織規則の一部を改正する規則(二一・人事課)……………二二
- ※福井県行政組織規則の一部を改正する規則の施行等に伴う関係規則の整備に関する規則(二二・同)……………四一

### 告示

- ※三級の技能検定を受けようとする者で手数料の減額の対象となる在校生等の指定(二三三・労働政策課)……………六二
- ※公共工事の入札および契約に係る公表事項の閲覧に関する規程の一部を改正する告示(二三四・土木管理課)……………六二
- ※証紙による収入の方法によらない手数料の指定の一部を改正する告示(二三五・審査指導課)……………六二
- ※福井県財務規則の適用を受けるかいの名称および位置の一部を改正する告示(二三六・同)……………六三

### 訓令

- ※福井県行政組織規則の一部を改正する規則の施行等に伴う関係訓令の整備に関する訓令(一四・人事課)……………六四

### 教育委員会規則

- ※福井県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則(七・教育政策課)……………八二
- ※福井県教育委員会出先機関等事務決裁規程の一部を改正する訓令(二)……………八四

### 選挙管理委員会告示

- ※福井県選挙管理委員会規程の一部を改正する告示(七五)……………八四

### 人事委員会規則

- ※福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則(二〇)……………八五

- ※福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則(二一)……………八七

- ※給料の調整額の支給に関する規則の一部を改正する規則(二二)……………九四

- ※福井県の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則(二三)……………九五
- ※初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(二四)……………九九

- ※福井県公営企業組織規程の一部を改正する規程(五)……………一一〇

### 訓令

### 教育委員会訓令

### 警察本部訓令

- ※福井県公共交通機関活性化推進本部設置規程の一部を改正する訓令(交通まちづくり課)……………一一〇

- ※福井県青少年総合対策本部設置規程の一部を改正する訓令(県民安全課)……………一一一

規則

福井県行政組織規則の一部を改正する規則を公布する。  
令和五年五月二十一日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第二十一号

福井県行政組織規則の一部を改正する規則

福井県行政組織規則(昭和三十九年福井県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

目次

第一章 (略)

第二章 本庁

第一節 (略)

第二節 事務分掌

第一款・第二款 (略)

第三款 未来創造部各課の分掌事務(第十二条)

第三款の二 防災安全部各課の分掌事務(第十二条の二)

第三款の三 交流文化部各課の分掌事務(第十二条の三)

第四款 エネルギー環境部各課の分掌事務(第十三条)

第五款 第十款 (略)

第三章 出先機関

第一節 (略)

第二節 出先機関の名称および事務等

第一款・第一款の二 (略)

第一款の三 未来創造部に属する出先機関(第三十八条の二―第三十八条の十三)

第一款の三の二 防災安全部に属する出先機関(第三十八条の十三の二―第三十八条の十五)

第一款の四 (略)

第一款の五 エネルギー環境部に属する出先機関(第三十九条―第三十九条の九)

第二款 第七款 (略)

第四章・第五章 (略)

目次

第一章 (略)

第二章 本庁

第一節 (略)

第二節 事務分掌

第一款・第二款 (略)

第三款 地域戦略部各課の分掌事務(第十二条)

第三款の二 交流文化部各課の分掌事務(第十二条の二)

第四款 安全環境部各課の分掌事務(第十三条)

第五款 第十款 (略)

第三章 出先機関

第一節 (略)

第二節 出先機関の名称および事務等

第一款・第一款の二 (略)

第一款の三 地域戦略部に属する出先機関(第三十八条の二―第三十八条の十三)

第一款の四 (略)

第一款の五 安全環境部に属する出先機関(第三十九条―第三十九条の三十一)

第二款 第七款 (略)

第四章・第五章 (略)

附則

(臨時または特別の組織)

第四条 (略)

2 第六条に掲げる部(以下この条において「部」という。)の政策立案機能、部内の調整機能等を強化するため、未来創造部以外の部に、第二百二条第一項の表の上欄に掲げる副部長のうち部の事務を総括する副部長を長とする政策推進グループ(以下この条において「政策推進グループ」という。)を置く。

3 政策推進グループは、次に掲げる事務を処理する。

一 四 (略)

五 部の行政改革およびDXの推進に関すること。

六 十 (略)

十一 産業労働部に置かれる政策推進グループにあつては、経済ビジョンの推進および経済団体(商工会議所および商工会ならびにこれらの連合会、経済団体連合会、中小企業団体中央会、経営者協会、経済同友会ならびに青年会議所をいう。)との連絡調整および要望に関すること。

十二 (略)

十三 (略)

4 (略)

5 第七条の二に掲げる新幹線・交通まちづくり局に、北陸新幹線の開業および開業後に係る政策立案、調整機能等を強化するため、第二百二条第一項の表の上欄に掲げる室長を長とする新幹線政策連携室を置く。

6 新幹線政策連携室は、次に掲げる事務を処理する。

一 北陸新幹線の開業および開業後に係る施策の企画、立案および総合調整に関すること。

(部)

第六条 福井県の部制に関する条例(昭和二十八年福井県条例第一号)により設置された部は、次のとおりである。

一 (略)

二 未来創造部

三 防災安全部

四 (略)

附則

(臨時または特別の組織)

第四条 (略)

2 第六条に掲げる部(以下この条において「部」という。)の政策立案機能、部内の調整機能等を強化するため、地域戦略部以外の部に、第二百二条第一項の表の上欄に掲げる副部長のうち部の事務を総括する副部長を長とする政策推進グループ(以下この条において「政策推進グループ」という。)を置く。

3 政策推進グループは、次に掲げる事務を処理する。

一 四 (略)

五 部の行政改革の推進に関すること。

六 十 (略)

十一 (略)

十二 (略)

十三 (略)

4 (略)

第六条 福井県の部制に関する条例(昭和二十八年福井県条例第一号)により設置された部は、次のとおりである。

一 (略)

二 地域戦略部

三 (略)

四 安全環境部

(部)

- 五 エネルギー環境部
- 六 (略)
- 七 (略)
- 八 (略)
- 九 (略)

(部内局)  
 第七条の二 次の表の上欄に掲げる部にそれぞれ同表の下欄に掲げる局を置く。

部	局
未来創造部	新幹線・交通まちづくり局
交流文化部	文化・スポーツ局
健康福祉部	健康医療局

(課)  
 第八条 次の表の上欄に掲げる部にそれぞれ同表の下欄に掲げる課を置く。

総務部	部	課
知事公室	(略)	財政課 税務課 人事課 財産活用課 情報公開 ・法制課 大学私学課 市町協働課
未来創造部	新幹線・交通まちづくり局	未来戦略課 DX推進課 女性活躍課 県民協働 課 統計調査課
防災安全部	新幹線建設推進課 地域鉄道課 交通まちづくり局	新幹線建設推進課 地域鉄道課 交通まちづくり 課
交流文化部	県民安全課 危機管理課 消防保安課 原子力安 全対策課	魅力創造課 定住交流課 観光誘客課 新幹線開 業課
エネルギー環境部	文化・スポーツ局	(略)
健康福祉部	エネルギー課 環境政策課 循環社会推進課 自 然環境課	地域福祉課 長寿福祉課 障がい福祉課 こども 未来課 児童家庭課

- 五 (略)
- 六 (略)
- 七 (略)
- 八 (略)

(部内局)  
 第七条の二 交流文化部に、文化・スポーツ局を置く。

(課)  
 第八条 次の表の上欄に掲げる部にそれぞれ同表の下欄に掲げる課を置く。

総務部	部	課
知事公室	(略)	財政課 税務課 人事課 財産活用課 情報公開 ・法制課 大学私学課
地域戦略部	未来戦略課 DX推進課 市町協働課 県民活躍 課 電源地域振興課 新幹線建設推進課 地域鉄 道課 交通まちづくり課 統計調査課	未来戦略課 DX推進課 市町協働課 県民活躍 課 電源地域振興課 新幹線建設推進課 地域鉄 道課 交通まちづくり課 統計調査課
交流文化部	ブランド課 定住交流課 観光誘客課 新幹線開 業課	ブランド課 定住交流課 観光誘客課 新幹線開 業課
安全環境部	文化・スポーツ局	(略)
健康福祉部	県民安全課 危機対策・防災課 原子力安全対策 課 環境政策課 循環社会推進課 自然環境課	地域福祉課 長寿福祉課 健康政策課 障がい福 祉課 こども未来課 児童家庭課 地域医療課 保健予防課 医薬食品・衛生課

2

次の表の上欄に掲げる課にそれぞれ同表の下欄に掲げる室を置く。

健康医療局	健康政策課 ・衛生課	地域医療課 保健予防課 医薬食品
産業労働部	経営改革課 技術課 商業・市場開拓課 国際経済課 公営企業課	労働政策課 成長産業立地課 産業
農林水産部	流通販売課 農業・畜産課 農産材活用課	福井米戦略課 園芸振興課 中山間 農地保全整備課 水
土木部	(略)	森づくり課
課	課	室
税務課	(略)	ブランド戦略室
未来戦略課	(略)	恐竜戦略室
魅力創造課	(略)	嶺南Eコースト計画室
観光誘客課	(略)	(略)
エネルギー課	(略)	(略)
地域福祉課	(略)	(略)
地域医療課	(略)	(略)
労働政策課	(略)	産業人材室
産業技術課	(略)	新技術支援室
商業・市場開拓課	(略)	伝統工芸室
国際経済課	(略)	(略)
園芸振興課	(略)	(略)
中山間農業・畜産課	(略)	鳥獣害対策室
農産材活用課	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
土木管理課	(略)	(略)
港湾空港課	(略)	空港利活用室

(部の分掌事務)

第十条 福井県の部制に関する条例に定める部の分掌事務は、次のとおりである。

総務部

一〇四 (略)

2

次の表の上欄に掲げる課にそれぞれ同表の下欄に掲げる室を置く。

産業労働部	産業政策課 国際経済課 企業誘致課 創業・経営課 産業技術課 労働政策課 公営企業課	
農林水産部	流通販売課 農業・畜産課 農産材活用課	福井米戦略課 園芸振興課 中山間 農地保全整備課 水
土木部	(略)	森づくり課
課	課	室
税務課	(略)	嶺南Eコースト計画室
電源地域振興課	(略)	恐竜戦略室
ブランド課	(略)	廃炉・新電源対策室
観光誘客課	(略)	(略)
原子力安全対策課	(略)	(略)
地域福祉課	(略)	(略)
地域医療課	(略)	(略)
国際経済課	(略)	伝統工芸室 新技術支援室
産業技術課	(略)	(略)
園芸振興課	(略)	(略)
農産材活用課	(略)	農地保全活用室
(略)	(略)	(略)
土木管理課	(略)	(略)

(部の分掌事務)

第十条 福井県の部制に関する条例に定める部の分掌事務は、次のとおりである。

総務部

一〇四 (略)

五 地方分権および市町行政一般に関する事項  
(略)

六 未来創造部

一 (略)

二 (略)

三 (略)

四 (略)

防災安全部

一 消防および防災に関する事項

二 原子力安全対策に関する事項

三 県民の安全に関する事項

交流文化部

一 四 (略)

エネルギー環境部

一 エネルギーに関する事項

二 環境保全に関する事項

健康福祉部

一 三 (略)

(略)

(総務部各課の分掌事務)

第十一条 総務部の各課および室の分掌事務は、次のとおりとする。

(略)

大学私学課

一 四 (略)

市町協働課

一 地方自治の振興に関する事項。

二 自治紛争の調停および自治紛争処理委員に関する事項。

三 地方自治法の規定に基づく市町の機関の処分について知事に提起された審査請求等の裁決等に関する事項。

四 市町の行政に関する事項。

五 市町の起債に関する事項。

六 市町財政および地方交付税(市町関係)に関する事項。

七 選挙管理委員会との連絡に関する事項。

五 (略)

地域戦略部

一 (略)

二 地方分権および市町行政一般に関する事項

三 (略)

四 (略)

五 (略)

交流文化部

一 四 (略)

安全環境部

一 消防および防災に関する事項

二 原子力安全対策に関する事項

三 県民の安全に関する事項

四 環境保全に関する事項

健康福祉部

一 三 (略)

(略)

(総務部各課の分掌事務)

第十一条 総務部の各課および室の分掌事務は、次のとおりとする。

(略)

大学私学課

一 四 (略)

八 市町村職員共済組合に関すること。  
九 自衛隊員の募集に関すること。

十 市町職員の公務災害補償に関すること。

十一 住民基本台帳法の施行に関すること。

十二 交通安全対策特別交付金(市町分)に関すること。

十三 地方譲与税(市町分)に関すること。

十四 職員派遣研修制度に関すること。

十五 市町振興資金貸付基金に関すること。

十六 石油貯蔵施設立地対策等交付金に関すること。

十七 市町の広域行政の推進に関すること。

十八 市町村合併に関すること。

十九 地域主権および地方制度に関すること(他課の所管に属するものを除く。)

二十 地域別振興に係る政策の形成に関すること。

二十一 地域振興施策の企画、調整および推進に関すること(他課の所管に属するものを除く。)

二十二 過疎地域の振興に関すること。

二十三 地域のコミュニティの振興に関すること(他課の所管に属するものを除く。)

二十四 低開発地域における工業の開発促進に関すること。

二十五 前各号のほか、市町その他公共団体の行財政に対する助言等に関すること。

### 第三款 未来創造部各課の分掌事務

(未来創造部各課の分掌事務)

第十二条 未来創造部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

未来戦略課

一 一〇 十二 (略)

十三 未来創造部における課および各部との連絡調整に関すること(他課の所管に属するものを除く。)

十四 未来創造部における他の課および各部の所管に属しないこと。

(ブランド戦略室)

一 一〇 十二 (略)

二 一〇 十二 (略)

三 政策の形成に係る調査および研究ならびに政策情報の収集、整理および分析に関すること(ふくいブランドに関することに限る。)

### 第三款 地域戦略部各課の分掌事務

(地域戦略部各課の分掌事務)

第十二条 地域戦略部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

未来戦略課

一 一〇 十二 (略)

十三 地域戦略部における課および各部との連絡調整に関すること(他課の所管に属するものを除く。)

十四 地域戦略部における他の課および各部の所管に属しないこと。

D X 推進課  
一〇五 (略)

女性活躍課  
一 男女共同参画社会の形成に関する施策の企画、総合調整および推進に関する事。

D X 推進課  
一〇五 (略)

市町協働課  
一 地方自治の振興に関する事。  
二 自治紛争の調停および自治紛争処理委員に関する事。  
三 地方自治法の規定に基づく市町の機関の処分について知事に提起された審査請求等の裁決等に関する事。  
四 市町の行政に関する事。  
五 市町の起債に関する事。  
六 市町財政および地方交付税(市町関係)に関する事。  
七 選挙管理委員会との連絡に関する事。  
八 市町村職員共済組合に関する事。  
九 自衛隊員の募集に関する事。  
十 市町職員の公務災害補償に関する事。  
十一 住民基本台帳法の施行に関する事。  
十二 交通安全対策特別交付金(市町分)に関する事。  
十三 地方譲与税(市町分)に関する事。  
十四 職員派遣研修制度に関する事。  
十五 市町振興資金貸付基金に関する事。  
十六 石油貯蔵施設立地対策等交付金に関する事。  
十七 市町の広域行政の推進に関する事。  
十八 市町村合併に関する事。  
十九 地域主権および地方制度に関する事(他課の所管に属するものを除く。)  
二十 地域別振興に係る政策の形成に関する事。  
二十一 地域振興施策の企画、調整および推進に関する事(他課の所管に属するものを除く。)  
二十二 過疎地域の振興に関する事。  
二十三 地域のコミュニティの振興に関する事(他課の所管に属するものを除く。)  
二十四 低開発地域における工業の開発促進に関する事。  
二十五 前各号のほか、市町その他公共団体の行財政に対する助言等に関する事。

県民活躍課  
一 出合いの応援、縁結びの応援等に関する事。  
二 男女共同参画社会の形成に関する施策の企画、総合調整および推進に関する事。



- 二 福井県男女共同参画推進条例の施行に関する事。
- 三 男女共同参画の推進に関する調査研究および啓発に関する事。
- 四 生活学習館に関する事。

県民協働課

- 一 出合いの応援、縁結びの応援等に関する事。
- 二 ボランティア活動等県民の社会貢献活動に関する施策の企画、総合調整および推進に関する事(他課の所管に属するものを除く)。
- 三 特定非営利活動促進法の施行に関する事。
- 四 民間非営利組織による公共的なサービスの提供の拡大および定着に関する事。
- 五 福井県県民社会貢献活動支援条例の施行に関する事。
- 六 若者の活躍を支援する施策の企画、総合調整および推進に関する事(他課の所管に属するものを除く)。
- 七 ふくい県民活動・ボランティアセンターに関する事。

新幹線建設推進課

- 一 〓三 (略)

第三款の二 防災安全部各課の分掌事務

(防災安全部各課の分掌事務)

第十二条の二 防災安全部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

県民安全課

- 一 消費者基本法の施行に関する事。
- 二 消費者安全法の施行に関する事(他課の所管に属するものを除く)。

する事。

- 三 福井県男女共同参画推進条例の施行に関する事。
- 四 男女共同参画の推進に関する調査研究および啓発に関する事。
- 五 ボランティア活動等県民の社会貢献活動に関する施策の企画、総合調整および推進に関する事(他課の所管に属するものを除く)。
- 六 特定非営利活動促進法の施行に関する事。
- 七 民間非営利組織による公共的なサービスの提供の拡大および定着に関する事。
- 八 福井県県民社会貢献活動支援条例の施行に関する事。
- 九 若者の活躍を支援する施策の企画、総合調整および推進に関する事(他課の所管に属するものを除く)。
- 十 ふくい県民活動・ボランティアセンターに関する事。
- 十一 生活学習館に関する事。

電源地域振興課

- 一 発電用施設周辺地域整備法の施行に関する事。
- 二 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の施行に関する事。
- 三 電源立地地域対策交付金に関する事。
- 四 核燃料税交付金の交付に関する事。
- 五 公益財団法人若狭湾エネルギー研究センターに関する事。

(嶺南Eコースト計画室)

- 一 嶺南Eコースト計画の推進に関する事。

新幹線建設推進課

- 一 〓三 (略)

- 三 消費生活協同組合法の施行に関する事。
  - 四 不当景品類及び不当表示防止法の施行に関する事。
  - 五 消費生活用製品安全法の施行に関する事。
  - 六 金融に関する知識の普及啓発に関する事。
  - 七 物価問題に関する事。
  - 八 国民生活安定緊急措置法および生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律の施行に関する企画および総合調整に関する事。
  - 九 交通安全に関する知識の普及に関する事。
  - 十 交通安全対策基本法の施行に関する事。
  - 十一 安全・安心のまちづくりに係る施策の総合調整に関する事。
  - 十二 犯罪被害者等の支援等に係る施策の総合調整に関する事。
  - 十三 青少年育成の総合的な企画、調整および推進に関する事。
  - 十四 福井県青少年愛護条例の施行に関する事。
  - 十五 青少年県民運動に係る連絡調整に関する事。
  - 十六 青少年育成福井県民会議その他青少年育成団体に関する事。
  - 十七 福井県青少年総合対策本部に関する事。
  - 十八 第十三号から前号までに掲げるもののほか、青少年育成に関する事。
  - 十九 消費生活センターに関する事。
  - 二十 福井県交通事故相談所に関する事。
  - 二十一 福井県交通対策協議会に関する事。
- 危機管理課
- 一 災害対策基本法の施行に関する事。
  - 二 地域防災計画に関する事。
  - 三 危機管理基本方針に関する事。
  - 四 危機管理の総合調整に関する事。
  - 五 震災対策に関する事。
  - 六 地域防災基地に関する事。
  - 七 石油コンビナート等災害防止法の施行に関する事。
  - 八 災害救助法の適用の決定に関する事。
  - 九 自衛隊法の規定による自衛隊の災害派遣の要請および受入れに関する事。
  - 十 気象状況の通報に関する事。
  - 十一 地震、台風、水火災等の非常の事態における防御措置の協定および指示に関する事。
  - 十二 福井県防災会議に関する事。

十三 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律および武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の施行に関すること。

十四 国民の保護に関する計画に関すること。

十五 原子力防災に関すること。

十六 原子力防災センターに関すること。

十七 防災行政無線に関すること。

十八 前各号のほか、危機管理に関すること。

#### 消防保安課

一 消防職員および消防団員の褒賞および教養に関すること。

二 消防統計および消防情報に関すること。

三 消防施設の強化拡充の指導および助成に関すること。

四 消防思想の普及宣伝に関すること。

五 市町の消防計画の作成の指導に関すること。

六 市町が行う救助活動および救急業務の指導に関すること。

七 危険物取扱者および消防設備士に関すること。

八 航空消防防災に関すること。

九 火薬類の製造、販売、消費等ならびに猟銃等の製造および販売に係る許可等に関すること。

十 高圧ガスの製造および貯蔵の許可等に関すること。

十一 液化石油ガスの販売事業の登録および保安機関の認定等に関すること。

十二 国民生活安全緊急措置法および生活関連物資等の買占め及び売惜しみ

に対する緊急措置に関する法律の施行に関すること（所管の生活関連物資

等に係るものに限る。）。

十三 消防学校に関すること。

十四 防災航空事務所に関すること。

十五 前各号のほか、消防保安に関すること。

#### 原子力安全対策課

一 原子力対策の総合調整に関すること。

二 原子力発電の安全および廃炉対策に関すること。

三 原子力に関する知識の普及に関すること。

四 福井県原子力環境安全管理協議会に関すること。

五 原子力環境監視センターに関すること。

六 公益財団法人福井原子力センターに関すること。

第三款の三 交流文化部各課の分掌事務

第三款の二 交流文化部各課の分掌事務

(交流文化部各課の分掌事務)

第十二条の三 交流文化部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

魅力創造課

- 一 県の魅力の向上に関すること(他課の所管に属するものを除く。)
- 二 県の魅力の向上に係る情報の収集および発信に関すること(他課の所管に属するものを除く。)
- 三 (略)

(恐竜戦略室)

- 一・二 (略)

(略)

第四款 エネルギー環境部各課の分掌事務

(エネルギー環境部各課の分掌事務)

第十三条 エネルギー環境部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

エネルギー課

- 一 エネルギーに係る施策の企画および総合調整に関すること。
- 二 新エネルギーの導入促進に関すること。
- 三 発電用施設周辺地域整備法の施行に関すること。
- 四 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の施行に関すること。
- 五 電源立地地域対策交付金に関すること。
- 六 核燃料税交付金の交付に関すること。
- 七 公益財団法人若狭湾エネルギー研究センターに関すること。

(交流文化部各課の分掌事務)

第十二条の二 交流文化部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

ブランド課

- 一 ふくいブランドの推進に係る施策の総合調整に関すること。
- 二 地域ブランド県民運動に関すること。
- 三 ふくいブランドに係る情報の収集および発信に関すること(他課の所管に属するものを除く。)
- 四 (略)
- 五 ふるさと福井の魅力発信に関すること。

(恐竜戦略室)

- 一・二 (略)

(略)

第四款 安全環境部各課の分掌事務

(安全環境部各課の分掌事務)

第十三条 安全環境部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

県民安全課

- 一 消費者基本法の施行に関すること。
- 二 消費者安全法の施行に関すること(他課の所管に属するものを除く。)
- 三 消費生活協同組合法の施行に関すること。
- 四 不当品類及び不当表示防止法の施行に関すること。
- 五 消費生活用製品安全法の施行に関すること。
- 六 金融に関する知識の普及啓発に関すること。
- 七 物価問題に関すること。
- 八 国民生活安定緊急措置法および生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律の施行に関する企画および総合調整に関すること。
- 九 交通安全に関する知識の普及に関すること。
- 十 交通安全対策基本法の施行に関すること。
- 十一 安全・安心のまちづくりに係る施策の総合調整に関すること。
- 十二 犯罪被害者等の支援等に係る施策の総合調整に関すること。
- 十三 青少年育成の総合的な企画、調整および推進に関すること。
- 十四 福井県青少年愛護条例の施行に関すること。
- 十五 青少年県民運動に係る連絡調整に関すること。
- 十六 青少年育成福井県民会議その他青少年育成団体に関すること。
- 十七 福井県青少年総合対策本部に関すること。

(嶺南Eコースト計画室)  
嶺南Eコースト計画の推進に関すること。

危機対策・防災課

- 十八 第十三号から前号までに掲げるもののほか、青少年育成に関すること。
  - 十九 消費生活センターに関すること。
  - 二十 福井県交通事故相談所に関すること。
  - 二十一 福井県交通対策協議会に関すること。
- 危機対策・防災課
- 一 災害対策基本法の施行に関すること。
  - 二 地域防災計画に関すること。
  - 三 危機対策基本方針に関すること。
  - 四 危機対策の総合調整に関すること。
  - 五 震災対策に関すること。
  - 六 地域防災基地に関すること。
  - 七 石油コンビナート等災害防止法の施行に関すること。
  - 八 自衛隊法の規定による自衛隊の災害派遣の要請および受入れに関すること。
  - 九 気象状況の通報に関すること。
  - 十 地震、台風、水火災等の非常の事態における防御措置の協定および指示に関すること。
  - 十一 福井県防災会議に関すること。
  - 十二 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律および武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の施行に関すること。
  - 十三 国民の保護に関する計画に関すること。
  - 十四 原子力防災に関すること。
  - 十五 原子力防災センターに関すること。
  - 十六 防災行政無線に関すること。
  - 十七 消防職員および消防団員の褒賞および教養に関すること。
  - 十八 消防統計および消防情報に関すること。
  - 十九 消防施設の強化拡充の指導および助成に関すること。
  - 二十 消防思想の普及宣伝に関すること。
  - 二十一 市町の消防計画の作成の指導に関すること。
  - 二十二 市町が行う救助活動および救急業務の指導に関すること。
  - 二十三 危険物取扱者および消防設備士に関すること。
  - 二十四 航空消防防災に関すること。
  - 二十五 火薬類の製造、販売、消費等ならびに猟銃等の製造および販売に係る許可等に関すること。

環境政策課

一〇九 (略)

十一 (略)

十二 (略)

十三 (略)

十四 (略)

十五 (略)

十六 (略)

十七 (略)

十八 (略)

十九 (略)

二十 (略)

循環社会推進課

一〇八 (略)

(略)

二十六 高圧ガスの製造および貯蔵の許可等に関すること。

二十七 液化石油ガスの販売事業の登録および保安機関の認定等に関すること。

二十八 国民生活安全緊急措置法および生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律の施行に関すること(所管の生活関連物資等に係るものに限る。)

二十九 消防学校に関すること。

三十 防災航空事務所に関すること。

三十一 前各号のほか、危機対策、防災および消防保安に関すること。

原子力安全対策課

一 原子力対策の総合調整に関すること。

二 原子力発電の安全対策に関すること。

三 原子力に関する知識の普及に関すること。

四 福井県原子力環境安全管理協議会に関すること。

五 原子力環境監視センターに関すること。

六 公益財団法人福井原子力センターに関すること。

(廃炉・新電源対策室)

一 原子力発電所の廃炉対策および新電源対策に関すること。

環境政策課

一〇九 (略)

十 新エネルギーに関すること。

十一 エネルギーの多角化に関すること。

十二 (略)

十三 (略)

十四 (略)

十五 (略)

十六 (略)

十七 (略)

十八 (略)

十九 (略)

二十 (略)

二十一 (略)

二十二 (略)

循環社会推進課

一〇八 (略)

(略)

(健康福祉部各課の分掌事務)  
第十四条 健康福祉部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

地域福祉課

一 一六 (略)

七 衛生行政報告例、人口動態調査、地域保健事業報告、国民生活基礎調査および社会保障・人口問題基本調査に関すること。

八 一六 (略)

十七 災害救助に関すること(災害救助法の適用の決定に関するものを除く)。

十八 一六 (略)

(人権室)

一 一七 (略)

長寿福祉課

一 一四 (略)

障がい福祉課

一 一四 (略)

(略)

児童家庭課

一 一三 (略)

健康政策課

一 健康増進に係る総合企画および調整に関すること。

二 歯科保健に関すること。

三 生活習慣病の予防に関すること。

四 栄養士および栄養改善に関すること。

五 高齢者の医療の確保に関する法律の施行に関すること。

六 国民健康保険法の施行に関すること(他課の所管に属するものを除く)。

(健康福祉部各課の分掌事務)  
第十四条 健康福祉部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

地域福祉課

一 一六 (略)

七 地域保健に係る統計に関すること(衛生行政報告例、人口動態調査および地域保健事業報告に係るものに限る)。

八 一六 (略)

十七 災害救助に関すること。

十八 一六 (略)

(人権室)

一 一七 (略)

長寿福祉課

一 一四 (略)

健康政策課

一 健康増進に係る総合企画および調整に関すること。

二 歯科保健に関すること。

三 生活習慣病の予防に関すること。

四 栄養士および栄養改善に関すること。

五 高齢者の医療の確保に関する法律の施行に関すること。

六 国民健康保険法の施行に関すること(他課の所管に属するものを除く)。

七 県民健康センターに関すること。

八 前各号のほか、健康増進に関すること。

障がい福祉課

一 一四 (略)

(略)

児童家庭課

一 一三 (略)

七 前各号のほか、健康増進に関すること。

地域医療課

一〇十一 (略)

(県立病院経営室)

一 (略)

保健予防課

一〇九 (略)

十 県民健康センターに関すること。

十一 (略)

医薬食品・衛生課

一〇二十八 (略)

(産業労働部各課の分掌事務)

第十五条 産業労働部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

経営改革課

一 ベンチャー企業等の創出および育成の支援に関すること。

二 企業の経営改革の推進に関すること。

三 中小企業の創業および新分野開拓の支援に関すること。

四 中小企業の経営革新に関すること。

五 企業のDX化に関すること。

六 情報サービス産業の振興に関すること。

七 情報サービス産業関係団体の育成および指導に関すること。

八 産業情報の提供に関すること。

九 商工会議所および商工会ならびにこれらの連合会ならびに経済団体連合会に関すること(他課の所管に属するものを除く。)

十 中小企業団体中央会に関すること(他課の所管に属するものを除く。)

十一 経済団体に関すること(他課の所管に属するものを除く。)

十二 公益財団法人ふくい産業支援センターに関すること。

十三 産業情報センターの管理運営に関すること。

十四 中小企業制度融資に関すること。

十五 小規模企業者等の設備導入資金に関すること。

十六 中小企業高度化資金に関すること(他課の所管に属するものを除く。)

十七 特別保証制度に関すること。

地域医療課

一〇十一 (略)

(県立病院経営室)

一 (略)

保健予防課

一〇九 (略)

十 (略)

医薬食品・衛生課

一〇二十八 (略)

(産業労働部各課の分掌事務)

第十五条 産業労働部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

産業政策課

一 福井経済新戦略の推進に関すること。

二 商工会議所および商工会ならびにこれらの連合会ならびに経済団体連合会との連絡調整および要望に関すること。

三 中小企業団体中央会との連絡調整および要望に関すること。

四 経営者協会、経済同友会および青年会議所との連絡調整および要望に関すること。

五 商業の近代化および振興に関すること。

六 サービス業の振興に関すること。

七 大規模小売店舗の立地に関すること。

八 ビジネス支援センターに関すること。

九 自転車競技法の施行に関すること。



十八 信用保証協会の指導監督に関すること。  
十九 貸金業の規制等に関すること。

#### 労働政策課

- 一 労使関係の安定および労働紛争の予防に関すること。
- 二 労働委員会の委員および特別調整委員の任命に関すること。
- 三 中小企業労働相談所に関すること。
- 四 労働福祉団体の育成指導に関すること。
- 五 労働教育に関すること。
- 六 中小企業の労務改善指導に関すること。
- 七 労働に係る情報の収集および提供に関すること。
- 八 労働者の福祉に関すること。
- 九 女性労働者および勤労青少年の福祉に関すること。
- 十 労働者協同組合の施行に関すること。
- 十一 障がい者の雇用の促進に関すること。
- 十二 高齢者等の雇用の促進に関すること。
- 十三 公共職業訓練に関すること。
- 十四 認定職業訓練に関すること。
- 十五 職業訓練指導員に関すること。
- 十六 職業能力開発協会の指導育成に関すること。
- 十七 技能検定に関すること。
- 十八 技能尊重思想の普及啓もうおよび振興に関すること。
- 十九 福井県職業能力開発審議会に関すること。
- 二十 産業技術専門学院に関すること。
- 二十一 第十一号から前号までに掲げるもののほか、職業能力開発および技能の振興に関すること。

#### (産業人材室)

- 一 産業人材施策の企画および総合調整に関すること。
- 二 雇用対策の企画および総合調整に関すること。
- 三 中小企業の人材育成に関すること。
- 四 人材確保支援センターに関すること。
- 五 中小企業産業大学校に関すること。
- 六 県内労働力の確保に関すること(他課の所管に属するものを除く。)
- 七 前各号のほか、労働および雇用政策に関すること。

#### 成長産業立地課

一〇九 (略)

#### 国際経済課

- 一 国際化および国際経済に関する施策の企画、総合調整および推進に関すること。
- 二 国際化および国際経済に関する情報の収集および提供に関すること(他課の所管に属するものを除く。)
- 三 貿易の振興に関すること。
- 四 産業(農業、林業および水産業を除く。)に係る製品の国際的な販路開拓に関する企画および総合調整に関すること。
- 五 海外駐在員およびその事務所の運営に関すること。
- 六 外国賓客の接遇に関すること。
- 七 外国との渉外に関すること。
- 八 国際交流および国際協力に関すること。
- 九 地域国際化への対応に関すること。
- 十 多文化共生の推進に関すること(他課の所管に属するものを除く。)
- 十一 海外渡航および旅券法の施行に関すること。
- 十二 海外移住に関すること。
- 十三 福井県国際交流会館に関すること。
- 十四 公益財団法人福井県国際交流協会に関すること。

#### (奥越旅券室、丹南旅券室、二州旅券室および若狭旅券室)

- 一 一般旅券の交付に関すること。

#### 企業誘致課

一〇九 (略)

#### 創業・経営課

産業技術課

- 一 一〇六 (略)

商業・市場開拓課

(新技術支援室)

- 一 一〇六 (略)

- 一 商業の近代化および振興に関すること。
- 二 サービス業の振興に関すること。

産業技術課

- 一 一〇六 (略)

(伝統工芸室)

- 一 伝統的工芸品産業の振興に関すること。
  - 二 郷土工芸品の指定および振興に関すること。
  - 三 越前焼に関する資料の調査および研究に関すること。
  - 四 越前陶芸公園に関すること。
  - 五 陶芸館に関すること。
  - 六 デザインの振興に関すること。
  - 七 産業振興施設に関すること。
  - 八 一般財団法人福井県産業会館に関すること。
- (新技術支援室)
- 一 一〇六 (略)

労働政策課

- 一 労使関係の安定および労働紛争の予防に関すること。
- 二 労働委員会の委員および特別調整委員の任命に関すること。

- 一 中小企業の創業および新分野開拓の支援に関すること。
- 二 中小企業の経営革新に関すること。
- 三 企業の情報化に関すること。
- 四 情報サービス産業の振興に関すること。
- 五 情報サービス産業関係団体の育成および指導に関すること。
- 六 産業情報の提供に関すること。
- 七 商工会議所および商工会ならびにこれらの連合会ならびに経済団体連合会に関すること(他課の所管に属するものを除く)。
- 八 中小企業団体中央会に関すること(他課の所管に属するものを除く)。

- 九 経済団体に関すること(他課の所管に属するものを除く)。
- 十 公益財団法人ふくい産業支援センターに関すること。
- 十一 産業情報センターの管理運営に関すること。
- 十二 中小企業制度融資に関すること。
- 十三 小規模企業者等の設備導入資金に関すること。
- 十四 中小企業高度化資金に関すること(他課の所管に属するものを除く)。

- 十五 特別保証制度に関すること。
- 十六 信用保証協会の指導監督に関すること。
- 十七 貸金業の規制等に関すること。

- 三 大規模小売店舗の立地に関する事。
- 四 ビジネス支援センターに関する事。
- 五 アンテナショップに関する事。
- 六 中小企業の新分野開拓の支援に関する事(他課の所管に属するものを除く。)
- 七 産業振興施設に関する事。
- 八 一般財団法人福井県産業会館に関する事。
- 九 自転車競技法の施行に関する事。

## (伝統工芸室)

- 一 伝統的工芸品産業の振興に関する事。
- 二 郷土工芸品の指定および振興に関する事。
- 三 越前焼に関する資料の調査および研究に関する事。
- 四 越前陶芸公園に関する事。
- 五 陶芸館に関する事。
- 六 デザインの振興に関する事。

## 国際経済課

- 一 国際化および国際経済に関する施策の企画、総合調整および推進に関する事。

- 三 中小企業労働相談所に関する事。
- 四 労働福祉団体の育成指導に関する事。
- 五 労働教育に関する事。
- 六 中小企業の労務改善指導に関する事。
- 七 労働に係る情報の収集および提供に関する事。
- 八 労働者の福祉に関する事。
- 九 女性労働者および勤労青少年の福祉に関する事。
- 十 労働者協同組合の施行に関する事。
- 十一 雇用対策の企画および総合調整に関する事。
- 十二 県内労働力の確保に関する事(他課の所管に属するものを除く。)
- 十三 障がい者の雇用の促進に関する事。
- 十四 高齢者等の雇用の安定に関する事。
- 十五 人材確保支援センターに関する事。
- 十六 前各号のほか、労働および雇用政策に関する事。
- 十七 中小企業の人材育成に関する事。
- 十八 公共職業訓練に関する事。
- 十九 認定職業訓練に関する事。
- 二十 職業訓練指導員に関する事。
- 二十一 職業能力開発協会の指導育成に関する事。
- 二十二 技能検定に関する事。
- 二十三 技能尊重思想の普及啓もうおよび振興に関する事。
- 二十四 福井県職業能力開発審議会に関する事。
- 二十五 産業技術専門学院に関する事。
- 二十六 中小企業産業大学校に関する事。
- 二十七 第十六号から前号までに掲げるもののほか、職業能力開発および技能の振興に関する事。

ること。

二 国際化および国際経済に関する情報の収集および提供に関すること(他課の所管に属するものを除く。)

三 貿易の振興に関すること。

四 産業(農業、林業および水産業を除く。)に係る製品の国際的な販路開拓に関する企画および総合調整に関すること。

五 海外駐在員およびその事務所の運営に関すること。

六 外国賓客の接遇に関すること。

七 外国との渉外に関すること。

八 国際交流および国際協力に関すること。

九 地域国際化への対応に関すること。

十 多文化共生の推進に関すること(他課の所管に属するものを除く。)

十一 海外渡航および旅券法の施行に関すること。

十二 海外移住に関すること。

十三 福井県国際交流会館に関すること。

十四 公益財団法人福井県国際交流協会に関すること。

(奥越旅券室、丹南旅券室、二州旅券室および若狭旅券室)

公営企業課

一〇三 (略)

(農林水産部各課の分掌事務)

第十六条 農林水産部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

(略)

(園芸カレッジ室)

一〇三 (略)

中山間農業・畜産課

一〇十九 (略)

二〇 (略)

二〇一 (略)

二〇二 (略)

二〇三 (略)

二〇四 (略)

公営企業課

一〇三 (略)

(農林水産部各課の分掌事務)

第十六条 農林水産部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

(略)

(園芸カレッジ室)

一〇三 (略)

中山間農業・畜産課

一〇十九 (略)

二〇 鳥獣害対策の総合調整および推進に関すること。

二〇一 被害防除対策の企画および実施に関すること。

二〇二 有害鳥獣の捕獲に関すること。

二〇三 鳥獣害対策の人材養成に関すること。

二〇四 (略)

二〇五 (略)

二〇六 (略)

二〇七 (略)

二〇八 (略)

- 二十五 (略)
- 二十六 (略)
- 二十七 (略)
- 二十八 (略)
- 二十九 (略)
- 三十 (略)

(鳥獣害対策室)

- 一 鳥獣害対策の総合調整および推進に関すること。
- 二 被害防除対策の企画および実施に関すること。
- 三 有害鳥獣の捕獲に関すること。
- 四 鳥獣害対策の人材養成に関すること。

農村振興課

- 一 一〇 (略)

農地保全整備課

- 一 一〇二一 (略)

水産課

- 一 一〇三十一 (略)

(略)

(土木部各課の分掌事務)

第十七条 土木部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

土木管理課

- 一 一〇十二 (略)

- 十三 収用委員会に関すること。

- 十四 (略)

- 十五 (略)

- 十六 (略)

- 十七 (略)

- 十八 (略)

- 十九 (略)

- 二十 (略)

- 二十一 (略)

- 二十二 (略)

- 二十三 (略)

- 二十四 (略)

- 二十五 (略)

- 二十六 (略)

- 二十九 (略)
- 三十 (略)
- 三十一 (略)
- 三十二 (略)
- 三十三 (略)
- 三十四 (略)

農村振興課

- 一 一〇 (略)

(農地保全活用室)

- 一 一〇二一 (略)

水産課

- 一 一〇三十一 (略)

(略)

(土木部各課の分掌事務)

第十七条 土木部各課の分掌事務は、次のとおりとする。

土木管理課

- 一 一〇十二 (略)

- 十三 (略)

- 十四 (略)

- 十五 (略)

- 十六 (略)

- 十七 (略)

- 十八 (略)

- 十九 (略)

- 二十 (略)

- 二十一 (略)

- 二十二 (略)

- 二十三 (略)

- 二十四 (略)

- 二十五 (略)

- 二十七 (略)
- (建設産業・人材支援室)
- 一〇十 (略)
- 道路建設課
- 一・二 (略)

- 三 (略)
- 四 (略)
- 五 (略)
- 六 (略)
- 七 (略)
- 八 (略)
- 九 (略)
- 十 (略)
- 十一 前各号のほか、道路および橋りようの新設および改良に関する事

- 高規格道路課
- 一・二 (略)
- (略)
- 砂防防災課
- 一〇十四 (略)
- 港湾空港課
- 一〇五 (略)

- 六 (略)
- 七 (略)
- 八 (略)

- 九 前各号のほか、港湾に関する事
- (空港利活用室)
- 一 空港の機能強化に関する事
- 二 空港の施設整備に関する事
- 三 空港の維持管理に関する事

- 二十六 (略)
- (建設産業・人材支援室)
- 一〇十 (略)
- 道路建設課
- 一・二 (略)

- 三 街路事業に関する事
- 四 (略)
- 五 (略)
- 六 (略)
- 七 (略)
- 八 (略)
- 九 (略)
- 十 (略)
- 十一 (略)
- 十二 前各号のほか、道路および橋りようの新設および改良ならびに街路に

- 高規格道路課
- 一・二 (略)
- (略)
- 砂防防災課
- 一〇十四 (略)
- 港湾空港課
- 一〇五 (略)

- 六 ヘリポートの整備計画および建設に関する事
- 七 ヘリポートの維持管理に関する事
- 八 (略)
- 九 空港の維持管理に関する事
- 十 (略)
- 十一 (略)

- 十二 福井空港事務所に関する事
- 十三 前各号のほか、港湾および空港に関する事

四 へりポートの整備計画および建設に関すること。

五 へりポートの維持管理に関すること。

六 福井空港事務所に関すること。

七 前各号のほか、空港に関すること。

都市計画課

一 一六 (略)

七 (略)

八 (略)

九 (略)

十 (略)

十一 街路事業に関すること。

十二 前各号のほか、都市計画、都市公園および街路に関すること。

建築住宅課

一 一二十二 (略)

(略)

(出先機関)

第二十一条 法令または条例により設置された出先機関およびこの規則により設置される出先機関は、次のとおりである。

(略)

総務部に属する出先機関

一 一三 (略)

未来創造部に属する出先機関

一 一五 (略)

防災安全部に属する出先機関

一 消費生活センター

二 消防学校

三 防災航空事務所

四 原子力環境監視センター

交流文化部に属する出先機関

一 一七 (略)

エネルギー環境部に属する出先機関

都市計画課

一 一六 (略)

七 福井駅付近連続立体交差事業に関すること。

八 (略)

九 (略)

十 (略)

十一 (略)

十二 前各号のほか、都市計画および都市公園に関すること。

建築住宅課

一 一二十二 (略)

(略)

(出先機関)

第二十一条 法令または条例により設置された出先機関およびこの規則により設置される出先機関は、次のとおりである。

(略)

総務部に属する出先機関

一 一三 (略)

地域戦略部に属する出先機関

一 一五 (略)

交流文化部に属する出先機関

一 一七 (略)

安全環境部に属する出先機関

一 消費生活センター

二 消防学校

エネルギー環境部に属する出先機関

一 消費生活センター

二 消防学校

- 一 (略)
- 二 (略)
- 三 (略)

健康福祉部に属する出先機関

- 一～十 (略)

産業労働部に属する出先機関

- 一 産業技術専門学院

- 二 (略)

- 三 (略)

- 四 (略)

- 五～八 (略)

農林水産部に属する出先機関

- 一～八 (略)

- (略)

2 (略)

第一款の三 未来創造部に属する出先機関

(分課および分掌事務)

第三十八条の十三 (略)

第一款の三の二 防災安全部に属する出先機関

第一目 消費生活センター

(業務)

第三十八条の十三の二 消費生活センターは、消費者安全法第八条第一項各号に掲げる事務をつかさどる。

(名称および位置)

第三十八条の十三の三 消費生活センターの名称および位置は、次のとおりとする。

名称	位置
福井県消費生活センター	福井市

(所掌事務)

第三十八条の十三の四 消費生活センターの所掌事務は、次のとおりとする。

三 防災航空事務所

四 原子力環境監視センター

五 (略)

六 (略)

七 (略)

健康福祉部に属する出先機関

- 一～十 (略)

産業労働部に属する出先機関

- 一 (略)

- 二 (略)

- 三 (略)

四 産業技術専門学院

- 五～八 (略)

農林水産部に属する出先機関

- 一～八 (略)

- (略)

2 (略)

第一款の三 地域戦略部に属する出先機関

(分課および分掌事務)

第三十八条の十三 (略)



一 消費生活に関する知識の普及啓発および教育に関すること。

二 消費生活に関する資料の展示および情報の提供に関すること。

三 消費生活に関する相談および苦情の処理に関すること。

四 商品の試験および検査に関すること。

五 福井県嶺南消費生活センターに関すること。

(福井県嶺南消費生活センターの設置)

第三十八条の十三の五 消費生活センターに福井県嶺南消費生活センター(以下「嶺南消費生活センター」という。)を設置する。

(位置および担当区域)

第三十八条の十三の六 嶺南消費生活センターの位置および担当区域は、次のとおりとする。

名称	担当区域
小浜市	敦賀市 小浜市 三方郡 大飯郡 三方上中郡

(分掌事務)

第三十八条の十三の七 嶺南消費生活センターの分掌事務は、第三十八条の十三の四第一号から第三号までに掲げる事項とする。

第二目 消防学校

(業務)

第三十八条の十三の八 消防学校は、市町の消防職員および消防団員の教育訓練に関する事務をつかさどる。

(名称および位置)

名称	位置
福井県消防学校	福井市

第三目 防災航空事務所

(設置)

第三十八条の十三の十 防災用のヘリコプター(以下「防災ヘリコプター」という。)の運航により災害の発生を未然に防止し、ならびに災害を防御し、および災害の拡大を防止するための活動を行うため、防災航空事務所を設置する。

(名称および位置)

名称	位置
福井県防災航空事務所	坂井市

第三十八条の十三の十一 防災航空事務所の名称および位置は、次のとおりとする。

(分課および所掌事務)

第三十八条の十三の十二 防災航空事務所に防災航空隊を置く。

2 防災航空事務所の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 防災ヘリコプターによる防災のための活動に関する事。
- 二 防災ヘリコプターによる消防の応援のための活動に関する事。
- 三 防災ヘリコプターの維持管理に関する事。
- 四 第一号または第二号に掲げる活動に必要な資材、機材等の維持管理に関する事。
- 五 臨時のヘリポートの確保に関する事。
- 六 前各号のほか、防災ヘリコプターの運航に関する事。

第四目 原子力環境監視センター

(設置)

第三十八条の十三の十三 環境放射線および環境放射能の監視、調査研究および知識の普及等を行うため、原子力環境監視センターを設置する。

(名称および位置)

第三十八条の十三の十四 原子力環境監視センターの名称および位置は、次のとおりとする。

名称	位置
福井県原子力環境監視センター	敦賀市

(分課および所掌事務)

第三十八条の十三の十五 原子力環境監視センターに次の室を置く。

- 一 管理室
- 二 福井分析管理室
- 2 原子力環境監視センターの所掌事務は、次のとおりとする。
  - 一 環境放射線モニタリングの企画および実施に関する事。
  - 二 環境放射線および環境放射能の調査研究および試験に関する事。
  - 三 環境放射線監視テレメータシステムの管理運営に関する事。
  - 四 原子力環境情報ネットワークシステムの管理運営に関する事。
  - 五 緊急時環境放射線モニタリングに関する事。
  - 六 環境放射線モニタリングの知識の普及に関する事。
  - 七 原子力発電所の安全監視のための実地調査に関する事。

(分課および分掌事務)

第三十八条の十六 恐竜博物館に次の課を置く。

- 一 サービス推進課

(分課および分掌事務)

第三十八条の十六 恐竜博物館に次の室および課を置く。

- 一 利用サービス室

二・三 (略)

四 探究・体験課

2 前項の課の分掌事務は、次のとおりとする。

サービスマニユア

一(三) (略)

事業教育課

一・二 (略)

研究・展示課

一・二 (略)

探究・体験課

一 野外恐竜博物館の企画、運営等に関する事。

二 化石研究体験の企画、運営等に関する事。

第一款の五 エネルギヤ環境部に属する出先機関

第一目 自然保護センター

(業務)

第三十九条 自然保護センターは、自然保護思想の普及を図るため、自然の調査および研究ならびに県民の自然に親しむ機会の提供に関する事務をつかさどる。

(名称および位置)

第三十九条の二 自然保護センターの名称および位置は、次のとおりとする。

名称	位置
福井県自然保護センター	大野市

(所掌事務)

第三十九条の三 自然保護センターの所掌事務は、次のとおりとする。

一 自然保護思想の普及のために必要な施設および設備の提供に関する事。

二 自然に関する研修、講習、調査および研究に関する事。

三 自然に関する資料の収集、保管および展示に関する事。

四 野生動物植物に関する相談および指導に関する事。

五 天体観察の相談および指導に関する事。

六 コウノトリの定着に係る研究に関する事。

七 前各号のほか、自然保護思想の普及に関する事。

第二目 海浜自然センター

(業務)

第三十九条の四 海浜自然センターは、海の自然に対する県民の理解を深めるため、海の自然の調査および研究ならびに県民の海の自然に親しむ機会の提供に

二・三 (略)

2 前項の室および課の分掌事務は、次のとおりとする。

利用サービスマニユア

一(三) (略)

事業教育課

一・二 (略)

研究・展示課

一・二 (略)

第一款の五 安全環境部に属する出先機関

第一目 削除

第三十九条から第三十九条の三まで 削除

第二目 消費生活センター

(業務)

第三十九条の四 消費生活センターは、消費者安全法第八条第一項各号に掲げる事務をつかさどる。

関する事務をつかさどる。

(名称および位置)

第三十九条の五 海浜自然センターの名称および位置は、次のとおりとする。

名称	位置
福井県海浜自然センター	三方上中郡若狭町

(所掌事務)

第三十九条の六 海浜自然センターの所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 海の自然との触れ合いのために必要な施設および設備の提供に関すること。
- 二 海の自然との触れ合いのために必要な技術の習得に関する講習会の開催に関すること。
- 三 海の自然に関する研修会の開催および体験学習の実施に関すること。
- 四 海の自然に関する資料の収集、保管および展示に関すること。
- 五 海の自然に関する調査および研究に関すること。
- 六 前各号のほか、海に関する自然保護思想の普及に関すること。

第三目 年縞博物館

(業務)

第三十九条の七 年縞博物館は、県民の文化の向上および學術の振興に寄与するため、水月湖の年縞およびこれに関連する資料の収集、保管、展示、研究等に関する事務をつかさどる。

(名称および位置)

第三十九条の八 年縞博物館の名称および位置は、次のとおりとする。

名称	位置
福井県年縞博物館	三方上中郡若狭町

(所掌事務)

第三十九条の九 年縞博物館の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 水月湖の年縞およびこれに関連する資料(以下この条において「年縞資料」という。)の収集、保管および展示に関すること。
- 二 年縞資料の調査、研究および刊行に関すること。
- 三 展示の内容および年縞資料の利用に関する説明、助言および指導に関すること。
- 四 年縞に関する教育普及に関すること。
- 五 年縞博物館の施設および設備の管理および利用に関すること。

(名称および位置)

第三十九条の五 消費生活センターの名称および位置は、次のとおりとする。

名称	位置
福井県消費生活センター	福井市

(所掌事務)

第三十九条の六 消費生活センターの所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 消費生活に関する知識の普及啓発および教育に関すること。
- 二 消費生活に関する資料の展示および情報の提供に関すること。
- 三 消費生活に関する相談および苦情の処理に関すること。
- 四 商品の試験および検査に関すること。
- 五 福井県嶺南消費生活センターに関すること。

(福井県嶺南消費生活センターの設置)

第三十九条の七 消費生活センターに福井県嶺南消費生活センター(以下「嶺南消費生活センター」という。)を設置する。

(位置および担当区域)

第三十九条の八 嶺南消費生活センターの位置および担当区域は、次のとおりとする。

名称	担当区域
小浜市	敦賀市 小浜市 三方郡 大飯郡 三方上中郡

(分掌事務)

第三十九条の九 嶺南消費生活センターの分掌事務は、第三十九条の六第一号から第三号までに掲げる事項とする。

六 年縞資料に関する試験および分析に関すること。  
 七 年縞博物館の事業の広報に関すること。  
 八 年縞博物館の運営の総合計画に関すること。

第三目 削除

第三十九条の十から第三十九条の十二まで 削除

第四目 削除

第三十九条の十三から第三十九条の十五まで 削除

第五目 消防学校

(業務)

第三十九条の十六 消防学校は、市町の消防職員および消防団員の教育訓練に關する事務をつかさどる。

(名称および位置)

第三十九条の十七 消防学校の名称および位置は、次のとおりとする。

名称	位置
福井県消防学校	福井市

第六目 防災航空事務所

(設置)

第三十九条の十八 防災用のヘリコプター(以下「防災ヘリコプター」という。)

の運航により災害の発生を未然に防止し、ならびに災害を防御し、および災害の拡大を防止するための活動を行うため、防災航空事務所を設置する。

(名称および位置)

第三十九条の十九 防災航空事務所の名称および位置は、次のとおりとする。

名称	位置
福井県防災航空事務所	坂井市

(分課および所掌事務)

第三十九条の二十 防災航空事務所に防災航空隊を置く。

2 防災航空事務所の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 防災ヘリコプターによる防災のための活動に関すること。
- 二 防災ヘリコプターによる消防の応援のための活動に関すること。
- 三 防災ヘリコプターの維持管理に関すること。
- 四 第一号または第二号に掲げる活動に必要な資材、機材等の維持管理に関すること。
- 五 臨時のヘリポートの確保に関すること。

六 前各号のほか、防災ヘリコプターの運航に関すること。

第七目 原子力環境監視センター

(設置)

第三十九条の二十一 環境放射線および環境放射能の監視、調査研究および知識の普及等を行うため、原子力環境監視センターを設置する。

(名称および位置)

第三十九条の二十二 原子力環境監視センターの名称および位置は、次のとおりとする。

名称	位置
福井県原子力環境監視センター	敦賀市

(分課および所掌事務)

第三十九条の二十三 原子力環境監視センターに次の室を置く。

- 一 管理室
- 二 福井分析管理室
- 2 原子力環境監視センターの所掌事務は、次のとおりとする。
  - 一 環境放射線モニタリングの企画および実施に関すること。
  - 二 環境放射線および環境放射能の調査研究および試験に関すること。
  - 三 環境放射線監視テレメータシステムの管理運営に関すること。
  - 四 原子力環境情報ネットワークシステムの管理運営に関すること。
  - 五 緊急時環境放射線モニタリングに関すること。
  - 六 環境放射線モニタリングの知識の普及に関すること。
  - 七 原子力発電所の安全監視のための実地調査に関すること。

第八目 自然保護センター

(業務)

第三十九条の二十四 自然保護センターは、自然保護思想の普及を図るため、自然の調査および研究ならびに県民の自然に親しむ機会の提供に関する事務をつかさどる。

(名称および位置)

第三十九条の二十五 自然保護センターの名称および位置は、次のとおりとする。

名称	位置
福井県自然保護センター	大野市

(所掌事務)

- 第三十九条の二十六 自然保護センターの所掌事務は、次のとおりとする。
  - 一 自然保護思想の普及のために必要な施設および設備の提供に関すること。
  - 二 自然に関する研修、講習、調査および研究に関すること。
  - 三 自然に関する資料の収集、保管および展示に関すること。
  - 四 野生動植物に関する相談および指導に関すること。

- 五 天体観察の相談および指導に関すること。
- 六 コウノトリの定着に係る研究に関すること。
- 七 前各号のほか、自然保護思想の普及に関すること。

第九目 海浜自然センター

(業務)

第三十九条の二十七 海浜自然センターは、海の自然に対する県民の理解を深めるため、海の自然の調査および研究ならびに県民の海の自然に親しむ機会の提供に関する事務をつかさどる。

(名称および位置)

第三十九条の二十八 海浜自然センターの名称および位置は、次のとおりとする。

名称	位置
福井県海浜自然センター	三方上中郡若狭町

(所掌事務)

第三十九条の二十九 海浜自然センターの所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 海の自然との触れ合いのために必要な施設および設備の提供に関すること。
- 二 海の自然との触れ合いのために必要な技術の習得に関する講習会の開催に関すること。
- 三 海の自然に関する研修会の開催および体験学習の実施に関すること。
- 四 海の自然に関する資料の収集、保管および展示に関すること。
- 五 海の自然に関する調査および研究に関すること。
- 六 前各号のほか、海に関する自然保護思想の普及に関すること。

第十目 年縞博物館

(業務)

第三十九条の三十 年縞博物館は、県民の文化の向上および学術の振興に寄与するため、水月湖の年縞およびこれに関連する資料の収集、保管、展示、研究等に関する事務をつかさどる。

(名称および位置)

第三十九条の三十一 年縞博物館の名称および位置は、次のとおりとする。

名称	位置
福井県年縞博物館	三方上中郡若狭町

(所掌事務)

第三十九条の三十二 年縞博物館の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 水月湖の年縞およびこれに関連する資料（以下この条において「年縞資料」という。）の収集、保管および展示に関すること。

(分課および分掌事務)  
第四十四条の二 総合福祉相談所に次の課を置く。

- 一・二 (略)
- 三 緊急対応課
- 四 家庭支援課
- 五 社会的養育課
- 六 心理判定課
- 七 一時保護課
- 八 女性支援課

2| 前項の課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 地域支援課
- 一〜三 (略)

障がい者支援課

- 一〜十二 (略)

緊急対応課

- 一 市町による児童虐待相談への対応等に係る指導および市町相互間の調整等に関すること。
- 二 児童虐待の通告または送致に係る児童についての専門的な知識および技術を必要とする相談、調査および指導に関すること。
- 三 児童虐待の通告または送致に係る児童の措置に関すること。

- 二 年縞資料の調査、研究および刊行に関すること。
- 三 展示の内容および年縞資料の利用に関する説明、助言および指導に関すること。

- 四 年縞に関する教育普及に関すること。
- 五 年縞博物館の施設および設備の管理および利用に関すること。
- 六 年縞資料に関する試験および分析に関すること。
- 七 年縞博物館の事業の広報に関すること。
- 八 年縞博物館の運営の総合計画に関すること。

(分課および分掌事務)  
第四十四条の二 総合福祉相談所に次の課を置く。

- 一・二 (略)
- 三 こども・女性支援課
- 四 判定課

2| 前項第一号に規定する地域支援課に一時保護室を置く。

3| 前二項の課および室の分掌事務は、次のとおりとする。

- 地域支援課
- 一〜三 (略)

(一時保護室)

- 一 児童の一時保護に関すること。

障がい者支援課

- 一〜十二 (略)

こども・女性支援課

- 一 市町による児童相談への対応等に係る市町相互間の連絡調整等に関すること。
- 二 児童についての専門的な知識および技術を必要とする相談、調査および指導に関すること。
- 三 障害児入所給付費の支給の要否の決定に関すること。
- 四 児童福祉法第二十一条の五の七第二項および第二十一条の五の十三第三項の規定に基づく意見に関すること。
- 五 児童福祉法第二十一条の五の十の規定に基づく技術的事項についての協



家庭支援課

- 一 市町による児童相談への対応等に係る市町相互間の調整等に関する事  
（他の組織の所管に属するものを除く。）。
- 二 児童についての専門的な知識および技術を必要とする相談、調査および  
指導に関する事（他の組織の所管に属するものを除く。）。
- 三 児童の措置に関する事（他の組織の所管に属するものを除く。）。
- 四 児童福祉法第二十一条の五の七第二項および第二十一条の五の十三第三  
項の規定に基づく意見に関する事。
- 五 児童福祉法第二十一条の五の十の規定に基づく技術的事項についての協  
力その他必要な援助に関する事。

社会的養育課

- 一 指導福祉施設等入所児童に係る専門的な知識および技術を必要とする相  
談、調査および指導に関する事。
- 二 児童福祉施設等入所児童の措置に関する事。
- 三 障害児入所給付費の支給の要否の決定に関する事。
- 四 里親に関する事。

心理判定課

- 一 児童の医学的、心理学的、教育学的、社会学のおよび精神保健上の判定  
および指導に関する事。
- 二 知的障がい者の医学的、心理学的および職能的判定および指導に関する  
事。
- 三 一歳六月児および三歳児の精神発達精密検査に関する事。

一時保護課

- 一 児童の一時保護に関する事。

女性支援課

- 一 要保護女子に関する各般の相談、調査および指導に関する事。
- 二 要保護女子の医学的、心理学的および職能的判定に関する事。

力その他必要な援助に関する事。

六 児童の措置に関する事。

七 里親に関する事。

八 要保護女子に関する各般の相談、調査および指導に関する事。

九 要保護女子の医学的、心理学的および職能的判定に関する事。

十 要保護女子の一時保護に関する事。

十一 要保護女子の收容保護に関する事。

十二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の規定に基  
づく配偶者からの暴力による被害者の相談および支援に関する事。

判定課

- 一 児童の医学的、心理学的、教育学的、社会学のおよび精神衛生上の判定  
および指導に関する事。
- 二 知的障がい者の医学的、心理学的および職能的判定および指導に関する  
事。
- 三 一歳六月児および三歳児の精神発達精密検査に関する事。

- 三 要保護女子の一時保護に関すること。
- 四 要保護女子の収容保護に関すること。
- 五 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の規定に基づく配偶者からの暴力による被害者の相談および支援に関すること。

第一目 産業技術専門学院

(業務)

第八十九条 産業技術専門学院は、職業能力開発促進法の規定に基づき、求職者および在職者に対して、必要な技能に関する職業訓練を受ける事務を行う。

(名称および位置)

第九十条 産業技術専門学院の名称および位置は、次のとおりとする。

名称	位置
福井県立福井産業技術専門学院	福井市
福井県立敦賀産業技術専門学院	敦賀市

(分課)

第九十一条 福井産業技術専門学院に管理室を置く。

(人材開発センターの附置)

第九十二条 県民の技能に対する関心を高めるとともに、地域における技能の養成および維持向上を図るため、福井産業技術専門学院および敦賀産業技術専門学院に人材開発センターを附置する。

(名称および位置)

第九十三条 人材開発センターの名称および位置は、次のとおりとする。

名称	位置
福井県福井人材開発センター	福井市
福井県敦賀人材開発センター	敦賀市

(所掌事務)

第九十三条の二 福井人材開発センターの所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 職業能力開発促進法第十三条に規定する事業主等の行う教育訓練に対する施設および設備の提供ならびに技術援助に関すること(福井産業技術専門学院の職業訓練の種類等に係るものに限る。)
  - 二 技能検定、技能競技大会等への施設および設備の提供に関すること(福井産業技術専門学院の職業訓練の種類等に係るものに限る。)
  - 三 前二号のほか、職業訓練および技能検定の振興に関すること。
- 2 敦賀人材開発センターの所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 職業能力開発促進法第十三条に規定する事業主等の行う教育訓練に対する施設および設備の提供ならびに技術援助に関すること(敦賀産業技術専門学

第一目 削除

第八十九条から第九十一条まで 削除

院の職業訓練の種類等に係るものに限る。)。一。  
 二 技能検定、技能競技大会等への施設および設備の提供に関する事(敦賀産業技術専門学院の職業訓練の種類等に係るものに限る。)。一。  
 三 前二号のほか、職業訓練および技能検定の振興に関する事。

第二目 削除

第九十四条 削除

第十目 削除

第一百五条から第十六条の五まで 削除

第二目 削除

第九十二条から第九十四条まで 削除

第十目 産業技術専門学院

(業務)

第一百五条 産業技術専門学院は、職業能力開発促進法の規定に基づき、求職者および在職者に対して、必要な技能に関する職業訓練を授ける事務を行う。  
 (名称および位置)

第十六条 産業技術専門学院の名称および位置は、次のとおりとする。

名称	位置
福井県立福井産業技術専門学院	福井市
福井県立敦賀産業技術専門学院	敦賀市

(分課)

第十六条の二 福井産業技術専門学院に管理室を置く。

(人材開発センターの附置)

第十六条の三 県民の技能に対する関心を高めるとともに、地域における技能の養成および維持向上を図るため、福井産業技術専門学院および敦賀産業技術専門学院に人材開発センターを附置する。  
 (名称および位置)

第十六条の四 人材開発センターの名称および位置は、次のとおりとする。

名称	位置
福井県福井人材開発センター	福井市
福井県敦賀人材開発センター	敦賀市

(所掌事務)

第十六条の五 福井人材開発センターの所掌事務は、次のとおりとする。

一 職業能力開発促進法第十三条に規定する事業主等の行う教育訓練に対する施設および設備の提供ならびに技術援助に関する事(福井産業技術専門学院の職業訓練の種類等に係るものに限る。)。一。  
 二 技能検定、技能競技大会等への施設および設備の提供に関する事(福井産業技術専門学院の職業訓練の種類等に係るものに限る。)。一。

三 前二号のほか、職業訓練および技能検定の振興に関する事。  
 2 敦賀人材開発センターの所掌事務は、次のとおりとする。

(組織)  
 第一百六条の八 次の表の上欄に掲げる農林総合事務所にそれぞれ同表の中欄に掲げる室および部を置き、当該部にそれぞれ同表の下欄に掲げる課を置く。

農林総合事務所	室および部	課
	(略)	(略)
福井農林総合事務所および奥越農林総合事務所	(略)	(略)
坂井農林総合事務所	(略)	(略)
丹南農林総合事務所	林業部	(略)
	農村整備部	計画管理課 国営事業課 整備保全課
	農業経営支援部	(略)

(分掌事務)  
 第一百六条の九 (略)

2 坂井農林総合事務所の室および各部の課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 農業経営支援部 (略)
- 農村整備部
- 計画管理課 (略)
- 国営事業課
- 国営事業に関すること。
- 整備保全課 (略)
- 林業部 (略)

3・4 (略)

(組織)  
 第一百六条の八 次の表の上欄に掲げる農林総合事務所にそれぞれ同表の中欄に掲げる室および部を置き、当該部にそれぞれ同表の下欄に掲げる課を置く。

一 職業能力開発促進法第十三条に規定する事業主等の行う教育訓練に対する施設および設備の提供ならびに技術援助に関すること(敦賀産業技術専門学院の職業訓練の種類等に係るものに限る。)

二 技能検定、技能競技大会等への施設および設備の提供に関すること(敦賀産業技術専門学院の職業訓練の種類等に係るものに限る。)

三 前二号のほか、職業訓練および技能検定の振興に関すること。

農林総合事務所	室および部	課
	(略)	(略)
福井農林総合事務所および奥越農林総合事務所	(略)	(略)
坂井農林総合事務所	(略)	(略)
丹南農林総合事務所	林業部	(略)
	農村整備部	計画管理課 整備保全課
	農業経営支援部	(略)

(分掌事務)  
 第一百六条の九 (略)

2 坂井農林総合事務所の室および各部の課の分掌事務は、次のとおりとする。

- 農業経営支援部 (略)
- 農村整備部
- 計画管理課 (略)
- 整備保全課 (略)
- 林業部 (略)

3・4 (略)

(名称および位置)  
第百五十五条 水産試験場の名称および位置は、次のとおりとする。

名称	位置
福井県水産試験場	小浜市

(分課および分掌事務)

第百五十六条 水産試験場に次の課および部を置く。

- 一 (略)
- 二 企画・先端研究部

2 前項の課および部の分掌事務は、次のとおりとする。  
管理課

- 一 一 四 (略)
  - 一 一 五 (略)
- 企画・先端研究部

(所掌事務)  
第百五十六条の四 (略)

(海洋資源研究センターの附置)

第百五十六条の五 海洋研究や水産生物に関する試験、研究および調査を行い、漁場環境の保全および水産資源を適切に管理するため、水産試験場に海洋資源研究センターを附置する。

(名称および位置)

第百五十六条の六 海洋資源研究センターの名称および位置は、次のとおりとする。

名称	位置
福井県海洋資源研究センター	敦賀市

(所掌事務)

(名称および位置)  
第百五十五条 水産試験場の名称および位置は、次のとおりとする。

名称	位置
福井県水産試験場	敦賀市

(分課および分掌事務)

第百五十六条 水産試験場に次の課、室および部を置く。

- 一 (略)
- 二 企画・先端研究室
- 三 海洋研究部

2 前項の課、室および部の分掌事務は、次のとおりとする。  
管理課

- 一 一 四 (略)
  - 一 一 五 (略)
- 企画・先端研究室

海洋研究部

- 一 回遊性資源に関すること。
- 二 底魚資源および浅海資源に関すること。
- 三 水産生物の資源管理に関すること。
- 四 水産生物の種苗の放流試験および放流効果の確認調査に関すること。
- 五 海洋の環境観測に関すること。
- 六 浅海の環境保全に関すること。
- 七 調査船に関すること。

(所掌事務)  
第百五十六条の四 (略)

第百五十六条の七 海洋資源研究センターの所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 回遊性資源に関すること。
- 二 底魚資源および浅海資源に関すること。
- 三 水産生物の資源評価および資源管理に関すること。
- 四 水産生物の放流および放流効果の調査に関すること。
- 五 海洋の環境観測および漁場環境調査に関すること。
- 六 海洋研究の保全に関すること。
- 七 浅海の環境保全に関すること。
- 八 調査船に関すること。

(内水面総合センターの附置)

第百五十七条 (略)

(企画運営会議)

第百九十五条の二 次に掲げる出先機関(以下この款において「試験研究機関」という。)に企画運営会議を置く。

- 一 四 (略)
- 二 食品加工研究所
- 三 (略)
- 四 (略)
- 五 (略)
- 六 (略)
- 七 (略)
- 八 (略)
- 九 (略)
- 一〇 (略)
- 一一 (略)
- 一二 (略)
- 一三 (略)
- 一四 (略)
- 一五 (略)
- 一六 (略)
- 一七 (略)
- 一八 (略)
- 一九 (略)
- 二〇 (略)
- 二一 (略)
- 二二 (略)
- 二三 (略)
- 二四 (略)
- 二五 (略)
- 二六 (略)
- 二七 (略)
- 二八 (略)
- 二九 (略)
- 三〇 (略)
- 三一 (略)
- 三二 (略)
- 三三 (略)
- 三四 (略)
- 三五 (略)
- 三六 (略)
- 三七 (略)
- 三八 (略)
- 三九 (略)
- 四〇 (略)
- 四一 (略)
- 四二 (略)
- 四三 (略)
- 四四 (略)
- 四五 (略)
- 四六 (略)
- 四七 (略)
- 四八 (略)
- 四九 (略)
- 五〇 (略)
- 五一 (略)
- 五二 (略)
- 五三 (略)
- 五四 (略)
- 五五 (略)
- 五六 (略)
- 五七 (略)
- 五八 (略)
- 五九 (略)
- 六〇 (略)
- 六一 (略)
- 六二 (略)
- 六三 (略)
- 六四 (略)
- 六五 (略)
- 六六 (略)
- 六七 (略)
- 六八 (略)
- 六九 (略)
- 七〇 (略)
- 七一 (略)
- 七二 (略)
- 七三 (略)
- 七四 (略)
- 七五 (略)
- 七六 (略)
- 七七 (略)
- 七八 (略)
- 七九 (略)
- 八〇 (略)
- 八一 (略)
- 八二 (略)
- 八三 (略)
- 八四 (略)
- 八五 (略)
- 八六 (略)
- 八七 (略)
- 八八 (略)
- 八九 (略)
- 九〇 (略)
- 九一 (略)
- 九二 (略)
- 九三 (略)
- 九四 (略)
- 九五 (略)
- 九六 (略)
- 九七 (略)
- 九八 (略)
- 九九 (略)
- 一〇〇 (略)

(本庁に置く職およびその職務)  
 第二百二条 次の表の上欄に掲げる職を、それぞれ同表の中欄に掲げる本庁の組織に置き、その職務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

職名	組織	職務
部長 DX推進監	(略) 未来創造部	(略) 上司の命を受け、DX推進に関する事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
新幹線・交通まちづくり局長	未来創造部	上司の命を受け、新幹線、交通およびまちづくりに関する事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
文化・スポーツ局長	(略)	(略)

(内水面総合センターの附置)

第百五十七条 (略)

(企画運営会議)

第百九十五条の二 次に掲げる出先機関(以下この款において「試験研究機関」という。)に企画運営会議を置く。

- 一 四 (略)
- 二 (略)
- 三 (略)
- 四 (略)
- 五 (略)
- 六 (略)
- 七 (略)
- 八 (略)
- 九 (略)
- 一〇 (略)
- 一一 (略)
- 一二 (略)
- 一三 (略)
- 一四 (略)
- 一五 (略)
- 一六 (略)
- 一七 (略)
- 一八 (略)
- 一九 (略)
- 二〇 (略)
- 二一 (略)
- 二二 (略)
- 二三 (略)
- 二四 (略)
- 二五 (略)
- 二六 (略)
- 二七 (略)
- 二八 (略)
- 二九 (略)
- 三〇 (略)
- 三一 (略)
- 三二 (略)
- 三三 (略)
- 三四 (略)
- 三五 (略)
- 三六 (略)
- 三七 (略)
- 三八 (略)
- 三九 (略)
- 四〇 (略)
- 四一 (略)
- 四二 (略)
- 四三 (略)
- 四四 (略)
- 四五 (略)
- 四六 (略)
- 四七 (略)
- 四八 (略)
- 四九 (略)
- 五〇 (略)
- 五一 (略)
- 五二 (略)
- 五三 (略)
- 五四 (略)
- 五五 (略)
- 五六 (略)
- 五七 (略)
- 五八 (略)
- 五九 (略)
- 六〇 (略)
- 六一 (略)
- 六二 (略)
- 六三 (略)
- 六四 (略)
- 六五 (略)
- 六六 (略)
- 六七 (略)
- 六八 (略)
- 六九 (略)
- 七〇 (略)
- 七一 (略)
- 七二 (略)
- 七三 (略)
- 七四 (略)
- 七五 (略)
- 七六 (略)
- 七七 (略)
- 七八 (略)
- 七九 (略)
- 八〇 (略)
- 八一 (略)
- 八二 (略)
- 八三 (略)
- 八四 (略)
- 八五 (略)
- 八六 (略)
- 八七 (略)
- 八八 (略)
- 八九 (略)
- 九〇 (略)
- 九一 (略)
- 九二 (略)
- 九三 (略)
- 九四 (略)
- 九五 (略)
- 九六 (略)
- 九七 (略)
- 九八 (略)
- 九九 (略)
- 一〇〇 (略)

(本庁に置く職およびその職務)  
 第二百二条 次の表の上欄に掲げる職を、それぞれ同表の中欄に掲げる本庁の組織に置き、その職務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

職名	組織	職務
部長 DX推進監	(略) 地域戦略部	(略) 上司の命を受け、DX推進に関する事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
新幹線・まちづくり対策監	地域戦略部	上司の命を受け、新幹線、交通およびまちづくりに関する事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
文化・スポーツ局長 危機対策監	(略) 安全環境部	(略) 上司の命を受け、危機対策および原子力安全対策に関する事務を掌理し、所

健康医療局長	健康福祉部	上司の命を受け、健康医療政策に関する事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
感染症対策監	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

2 次の表の上欄に掲げる職を、必要に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる本庁の組織に置き、その職務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

職名	組織	職務
室次長	(略)	(略)
研究員	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

3 前二項に定めるもののほか、前二項の表の上欄に掲げる職を部に置き、上司の命を受け、部の特定事務を行わせることができる。

(首都圏統括監)

第二百三条 (略)

(危機管理監)

第二百三条の二 前二条に定めるもののほか、県行政のうち、特に知事が命ずる危機管理、消防および原子力安全対策に関する事務を掌理させるため、必要に応じ、危機管理監を置く。

2 危機管理監は、知事または副知事の命を受け、危機管理、消防および原子力安全対策に関する事務を掌理し、危機が生じた場合または生じるおそれがある場合の緊急的対応に関する事務について、部長その他の職員を指揮監督する。

(理事)

第二百三条の三 前三条に定めるもののほか、県行政のうち、特に知事が指定する事務を専管掌理させるため、必要に応じ、理事を置く。

2 (略)

(臨時または特別に置く職)

第二百三条の四 前四条に定めるもののほか、臨時または特別な事務を処理させるため、必要な職を置くことができる。

健康医療政策監	健康福祉部	属の職員を指揮監督する。
感染症対策監	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

2 次の表の上欄に掲げる職を、必要に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる本庁の組織に置き、その職務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

職名	組織	職務
室次長	(略)	(略)
看護師長	人事課	上司の命を受け、看護業務を掌理する。
研究員	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(首都圏統括監)

第二百三条 (略)

(理事)

第二百三条の二 前二条に定めるもののほか、県行政のうち、特に知事が指定する事務を専管掌理させるため、必要に応じ、理事を置く。

2 (略)

(臨時または特別に置く職)

第二百三条の三 前三条に定めるもののほか、臨時または特別な事務を処理させるため、必要な職を置くことができる。

(局長等)  
 第二百八条 前三条に定めるもののほか、次の表の上欄に掲げる職(以下この節において「局長等」という。)を、それぞれ同表の中欄に掲げる出先機関の組織に置くことがあり、その職務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

職名	組織	職務
(略)	(略)	(略)
主事	(略)	(略)
センター所長	嶺南消費生活センター	上司の命を受け、センターの業務を掌握する。
危機管理幹	嶺南振興局	上司の命を受け、危機管理に関する事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
政策参事	(略)	(略)
参事	嶺南振興局および県立病院の事務局	上司の命を受け、特に命じられた事務を掌理し、所属の職員を指揮する。
室長補佐	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
看護師長	(略)	(略)
総括研究員	恐竜博物館、県立病院の陽子線がん治療センター陽子線治療研究所および必要試験研究機関	上司の命を受け、試験研究業務を総括する。
主任研究員	恐竜博物館、県立病院の陽子線がん治療センター陽子線治療研究所および必要	上司の命を受け、特に命じられた専門的な研究業務を処理する。

(局長等)  
 第二百八条 前三条に定めるもののほか、次の表の上欄に掲げる職(以下この節において「局長等」という。)を、それぞれ同表の中欄に掲げる出先機関の組織に置くことがあり、その職務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

職名	組織	職務
(略)	(略)	(略)
主事	(略)	(略)
センター所長	嶺南消費生活センターおよび嶺南家畜保健衛生センター	上司の命を受け、センターの業務を掌握する。
危機対策幹	嶺南振興局	上司の命を受け、危機対策に関する事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
政策参事	(略)	(略)
参事	嶺南振興局	上司の命を受け、特に命じられた事務を掌理し、所属の職員を指揮する。
室長補佐	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
看護師長	(略)	(略)
総括研究員	恐竜博物館および必要試験研究機関	上司の命を受け、試験研究業務を総括する。
主任研究員	恐竜博物館および必要試験研究機関	上司の命を受け、特に命じられた専門的な研究業務を処理する。



研究者	試験研究機関	恐竜博物館、 県立病院の陽 子線がん治療 センター陽子 線治療研究所 および必要な 試験研究機関	上司の命を受け、特に命じられた研究 業務を処理する。
総括学芸員	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

附則  
この規則は、令和五年五月二十二日から施行する。

福井県行政組織規則の一部を改正する規則の施行等に伴う関係規則の整備に関する規則を公布する。

令和五年五月二十一日

福井県知事 杉本 達治

福井県規則第二十二号

福井県行政組織規則の一部を改正する規則の施行等に伴う関係規則の整備に関する規則

(福井県クリーニング師試験委員規則の一部改正)

第一条 福井県クリーニング師試験委員規則(昭和二十九年福井県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

(庶務)	第五条 委員の庶務は、健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課において処理する。	(庶務)	第五条 委員の庶務は、健康福祉部医薬食品・衛生課において処理する。
------	--	------	-----------------------------------

(福井県公印規則の一部改正)

第二条 福井県公印規則(昭和三十三年福井県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

別表第一 職印(第二条関係)		別表第一 職印(第二条関係)	
公印の種類	寸法 (単位センチ メートル)	制式	ひな型
(略)	(略)	(略)	(略)
使用範囲	管守者	使用範囲	管守者
(略)	(略)	(略)	(略)

		出先機関の 長印	課(室)長 印	知事公室長 印		健康医療局 長印	文化・スポ ーツ局長印	新幹線・交 通まちづく り局長印	部長印
	方 二・一	(略)	(略)	(略)		方 二・一	方 二・一	方 二・一	(略)
福井県 水産試験 場長印 海洋資源専用	福井県 水産試験 場長印 栽培漁業専用	(略)	(略)	(略)	福井県 健康福祉部 健康医療 局長印	福井県 交流文化部 文化・スポーツ 局長印	福井県 未来創造部 新幹線・交 通まちづく り局長印	(略)	(略)
一般文書用	(略)	(略)	(略)	(略)	一般文書用	一般文書用	一般文書用	一般文書用	(略)
海洋資源研 究センター 所長	(略)	(略)	(略)	(略)	健康政策課 長	文化課長	新幹線建設 推進課長	(略)	(略)

		出先機関の 長印	課(室)長 印	知事公室長 印			文化・スポ ーツ局長		部長印
	方 二・一	(略)	(略)	(略)			方 二・一		(略)
	福井県 水産試験 場長印 栽培漁業専用	(略)	(略)	(略)		福井県 交流文化部 文化・スポーツ 局長印			(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)			一般文書用		(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)			文化課長		(略)

出先機関の事務局(部長印) (略)	(略)	(略)	方二・一
	(略)	(略)	福井県 水産試験場 内水面専用印
	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)

(福井県薬事審議会規則の一部改正)

第三条 福井県薬事審議会規則(昭和三十八年福井県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

(庶務)  
第六条 審議会の庶務は、健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課において処理する。

(福井県財務規則の一部改正)

第四条 福井県財務規則(昭和三十九年福井県規則第十一号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

(知事の事務の一部委任)  
第四条 (略)

2 知事は、知事の事務部局(かいを除く。)の政策推進グループ(福井県行政組織規則(昭和三十九年福井県規則第二十一号)第四条第二項に規定する政策推進グループをいう。以下同じ。)、新幹線政策連携室(福井県行政組織規則第四条第五項に規定する新幹線政策連携室をいう。以下同じ。)、および課の長(第二十九条において「知事の事務部局の課長」という。)、議会局総務課長の職にある職員であつて知事の補助職員に併任されたもの、教育庁(かいを除く。)の課の長(第二十九条において「教育庁の課長」という。)、警察本部会計課長、監査委員事務局次長、人事委員会事務局次長ならびに労働委員会事務局次長にその所掌に係る物品の取得、処分(自動車(公安委員会の所掌に係るものを除く。以下この項において同じ。))の処分を除く。)、および出納通知に関する事務を、財産活用課長に自動車の処分に関する事務を委任する。

3  
6 (略)

出先機関の事務局(部長印) (略)	(略)	(略)	方二・一
	(略)	(略)	福井県 水産試験場 内水面専用印
	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)

改正前

(庶務)  
第六条 審議会の庶務は、健康福祉部医薬食品・衛生課において処理する。

改正前

(知事の事務の一部委任)  
第四条 (略)

2 知事は、知事の事務部局(かいを除く。)の政策推進グループ(福井県行政組織規則(昭和三十九年福井県規則第二十一号)第四条第二項に規定する政策推進グループをいう。以下同じ。)、課の長(第二十九条において「知事の事務部局の課長」という。)、議会局総務課長の職にある職員であつて知事の補助職員に併任されたもの、教育庁(かいを除く。))の課の長(第二十九条において「教育庁の課長」という。)、警察本部会計課長、監査委員事務局次長にその所掌に係る物品の取得、処分(自動車(公安委員会の所掌に係るものを除く。以下この項において同じ。))の処分を除く。)、および出納通知に関する事務を、財産活用課長に自動車の処分に関する事務を委任する。

3  
6 (略)

(給与に係る資金前渡職員の指定等)  
 第七十三条 給与に係る資金前渡職員は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる機関における当該各号に定める職員をもってこれに充てる。ただし、当該職員に事故があるとき、または当該職員が欠けたときは、第四条第三項または第四項の規定により支出負担行為に係る事務の委任を受けた者の指定する職員をもってこれに充てる。

- 一 本庁 政策推進グループに所属する政策参事、新幹線政策連携室の長、課長補佐および次長補佐(これらの職にある者の事務を取り扱う者を含む。)

二 二(略)

別表第一(第五条関係)

組織	出納員に充てる職
(略)	(略)
市町協働課	(略)
県民協働課	課長補佐
定住交流課	(略)
魅力創造課	課長補佐
観光誘客課	(略)
自然環境課	(略)
長寿福祉課	課長補佐
障がい福祉課	(略)
児童家庭課	(略)
産業技術課	課長補佐
国際経済課	(略)
中山間農業・畜産課	(略)
(略)	(略)
東京事務所	(略)
名古屋事務所	庶務を担当する主任
京都事務所	(略)
(略)	(略)

(給与に係る資金前渡職員の指定等)  
 第七十三条 給与に係る資金前渡職員は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる機関における当該各号に定める職員をもってこれに充てる。ただし、当該職員に事故があるとき、または当該職員が欠けたときは、第四条第三項または第四項の規定により支出負担行為に係る事務の委任を受けた者の指定する職員をもってこれに充てる。

- 一 本庁 政策推進グループに所属する政策参事、課長補佐および次長補佐(これらの職にある者の事務を取り扱う者を含む。)

二 二(略)

別表第一(第五条関係)

組織	出納員に充てる職
(略)	(略)
市町協働課	(略)
県民活躍課	課長補佐
定住交流課	(略)
ブランド課	課長補佐
観光誘客課	(略)
自然環境課	(略)
地域福祉課	課長補佐
障がい福祉課	(略)
児童家庭課	(略)
国際経済課	(略)
産業技術課	課長補佐
中山間農業・畜産課	(略)
(略)	(略)
東京事務所	(略)
名古屋事務所	庶務を担当する企画主査
京都事務所	(略)
(略)	(略)



障がい福祉課	(略)	主査および主事ならびに徴収を担当する兼務を命じられた職員
(略)	(略)	(略)
国際経済課	(略)	(略)
魅力創造課	(略)	参事、総括主任、主任、企画主査、主査および主事
観光誘客課	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

別表第三(第五条の二関係)

本庁	組織	物品出納員に充てる職
政策推進グループに所属する政策参事、新幹線政策連携室の長および課長補佐(同等の職にある者およびその事務を取り扱う者を含む。)		

障がい福祉課	(略)	主査および主事ならびに徴収を担当する兼務を命じられた職員
(略)	(略)	(略)
国際経済課	(略)	(略)
ブランド課	(略)	参事、総括主任、主任、企画主査、主査および主事
観光誘客課	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

別表第三(第五条の二関係)

本庁	組織	物品出納員に充てる職
政策推進グループに所属する政策参事および課長補佐(同等の職にある者およびその事務を取り扱う者を含む。)		

第五条 福井県交通事故相談所設置規則(昭和四十二年福井県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

第二条 相談所は、防災安全全部県民安全課内に置く。	改正後	第二条 相談所は、安全環境部県民安全課内に置く。	改正前
(職員)		(職員)	
第四条 (略)		第四条 (略)	
2 所長は防災安全全部県民安全課長を、所員は防災安全全部県民安全課職員をもつて充てる。		2 所長は安全環境部県民安全課長を、所員は安全環境部県民安全課職員をもつて充てる。	
3 (略)		3 (略)	

(福井県事務委任規則の一部改正)

第六条 福井県事務委任規則(昭和四十四年福井県規則第一号)の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

別表第二(第六条関係) 嶺南振興局長以外の出先機関の長への個別委任事項	改正後	別表第二(第六条関係) 嶺南振興局長以外の出先機関の長への個別委任事項	改正前
出先機関の長	委任事項	出先機関の長	委任事項
生活学習館長	(略)	生活学習館長	(略)
防災航空事務所長	(防災安全全部消防保安課関係)		

保健所長	健康福祉センター 所長	年縞博物館	(略)	自然保護センター 所長	歴史博物館長、総合グリーンセンター所長、三国土木事務所長、奥越土木事務所長、丹南土木事務所長および福井港湾事務所長	恐竜博物館長	<p>一 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号。以下この項中「法」という。)の施行に関する事務</p> <p>1 法第七十条第一項の規定に基づき、応急措置(防災用ヘリコプターを運航することにより行う活動に限る。)を実施すること。</p>
(健康福祉部地域福祉課関係)	(略) (健康福祉部児童家庭課関係) 一・二 (略) (エネルギー環境部環境政策課関係) 一〇八 (略) (エネルギー環境部循環社会推進課関係) 一〇五 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

保健所長	健康福祉センター 所長	年縞博物館	(略)	自然保護センター 所長	防災航空事務所長 歴史博物館長、総合グリーンセンター所長、三国土木事務所長、奥越土木事務所長、丹南土木事務所長および福井港湾事務所長	恐竜博物館長	<p>(安全環境部危機対策・防災課関係)</p> <p>一 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号。以下この項中「法」という。)の施行に関する事務</p> <p>1 法第七十条第一項の規定に基づき、応急措置(防災用ヘリコプターを運航することにより行う活動に限る。)を実施すること。</p>
(健康福祉部地域福祉課関係)	(略) (健康福祉部児童家庭課関係) 一・二 (略) (安全環境部環境政策課関係) 一〇八 (略) (安全環境部循環社会推進課関係) 一〇五 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

一  
(略)

一  
(略)

(健康福祉部健康政策課関係)

一 健康増進法(平成十四年法律第百三十三号。以下この項中「法」という。)の施行に関する事務

(この項中健康増進法施行細則(平成十五年福井県規則第五十四号)を「施行規則」という。)

1 法第二十条第一項の規定に基づき、特定給食施設の事業の開始の届出を受理すること。

2 法第二十条第二項の規定に基づき、特定給食施設の事業の開始の届出に係る事項の変更の届出を受理すること。

3 法第二十条第二項の規定に基づき、特定給食施設の事業の休止または廃止の届出を受理すること。

4 法第二十一条第一項の規定に基づき、特別の栄養管理が必要な特定給食施設を指定し、またはその指定を取り消すこと。

5 法第二十二條の規定に基づき、特定給食施設の設置者に対し、栄養管理の実施に関し必要な指導および助言をすること。

6 法第二十三條の規定に基づき、特定給食施設の設置者に対し、勧告し、またはその勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。

7 法第二十四条第一項の規定に基づき、特定給食施設の設置者もしくは管理者に対し、その業務に関し報告をさせ、または栄養指導員に、施設に立ち入り、業務の状況等を検査させ、もしくは関係者に質問させること。

8 法第六十一条第一項の規定に基づき、職員に、特別用途食品の製造施設等に立ち入らせ、または特別用途食品を検査させ、もしくは収去させること。

9 施行規則第四条の規定に基づき、栄養管理の状況の報告を受理すること。

二 食品表示法(平成二十五年法律第七十号。以下この項中「法」という。)の施行に関する事務(健康の増進を図るために必要な食品に関する表示の事項



- (健康福祉部障がい福祉課関係)
- 一 (略)
- (健康福祉部こども未来課関係)
- 一 (略)
- (健康福祉部健康医療局健康政策課関係)
- ― 健康増進法(平成十四年法律第百三十三号。以下この項中「法」という。)の施行に関する事務  
この項中健康増進法施行細則(平成十五年福井県規則第五十四号)を「施行規則」という。
- 1 法第二十条第一項の規定に基づき、特定給食施設の事業の開始の届出を受理すること。
- 2 法第二十条第二項の規定に基づき、特定給食施設の事業の開始の届出に係る事項の変更の届出を受理すること。
- 3 法第二十条第二項の規定に基づき、特定給食施設の事業の休止または廃止の届出を受理すること。

- に係るものに限る。)
- 1 法第六条第一項または第三項の規定に基づき、食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、または遵守事項を遵守すべき旨の指示をすること。
- 2 法第六条第五項の規定に基づき、食品関連事業者に対し、同条第一項または第三項の規定による指示に係る措置をとるべきことを命ずること。
- 3 法第六条第八項の規定に基づき、食品関連事業者等に対し、食品の回収その他必要な措置をとるべきことまたは業務の全部もしくは一部を停止すべきことを命ずること。
- 4 法第八条第一項の規定に基づき、食品関連事業者等もしくは食品関連事業者とその事業に関して関係のある事業者に対し、報告もしくは物件の提出を求め、または職員に、事務所等に立ち入り、検査させ、質問させ、もしくは食品等を収去させること。
- 5 法第十二条第一項または第二項の規定に基づき、申出を受理すること。
- 6 法第十二条第三項の規定に基づき、必要な調査を行うこと。
- (健康福祉部障がい福祉課関係)
- 一 (略)
- (健康福祉部こども未来課関係)
- 一 (略)

- 4 法第二十一条第一項の規定に基づき、特別の栄養管理が必要な特定給食施設を指定し、またはその指定を取り消すこと。
- 5 法第二十二条の規定に基づき、特定給食施設の設置者に対し、栄養管理の実施に関し必要な指導および助言をすること。
- 6 法第二十三条の規定に基づき、特定給食施設の設置者に対し、勧告し、またはその勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
- 7 法第二十四条第一項の規定に基づき、特定給食施設の設置者もしくは管理者に対し、その業務に関し報告をさせ、または栄養指導員に、施設に立ち入り、業務の状況等を検査させ、もしくは関係者に質問させること。
- 8 法第六十一条第一項の規定に基づき、職員に、特別用途食品の製造施設等に立ち入らせ、または特別用途食品を検査させ、もしくは収去させること。
- 9 施行規則第四条の規定に基づき、栄養管理の状況の報告を受理すること。
- 二 食品表示法(平成二十五年法律第七十号。以下この項中「法」という。)の施行に関する事務(健康の増進を図るために必要な食品に関する表示の事項に係るものに限る。)
  - 1 法第六条第一項または第三項の規定に基づき、食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、または遵守事項を遵守すべき旨の指示をすること。
  - 2 法第六条第五項の規定に基づき、食品関連事業者に対し、同条第一項または第三項の規定による指示に係る措置をとるべきことを命ずること。
  - 3 法第六条第八項の規定に基づき、食品関連事業者等に対し、食品の回収その他必要な措置をとるべきことまたは業務の全部もしくは一部を停止すべきことを命ずること。
  - 4 法第八条第一項の規定に基づき、食品関連事業者等もしくは食品関連事業者とその事業に関して

別表第二の二(第六条関係) 嶺南振興局長への個別委任事項

(略)	小浜土木事務所長 および港湾事務所長	土木事務所長(敦賀土木事務所長および小浜土木事務所長を除く。)	土木事務所長(敦賀土木事務所長および小浜土木事務所長を除く。) および福井空港事務所長	総合福祉相談所長	(略)
(略)	(略)	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 (略)</li> <li>(健康福祉部障がい福祉課関係)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(略)</li> <li>(土木部建築住宅課関係)</li> <li>一〇九 (略)</li> <li>(エネルギー環境部自然環境課関係)</li> <li>一 (略)</li> <li>(健康福祉部障がい福祉課関係)</li> </ul>	(略)	<p>関係のある事業者に対し、報告もしくは物件の提出を求め、または職員に、事務所等に立ち入り、検査させ、質問させ、もしくは食品等を収去させること。</p> <p>5 法第十二条第一項または第二項の規定に基づき、申出を受理すること。</p> <p>6 法第十二条第三項の規定に基づき、必要な調査を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(健康福祉部健康医療局地域医療課関係)</li> <li>一〇六 (略)</li> <li>(健康福祉部健康医療局保健予防課関係)</li> <li>一・二 (略)</li> <li>(健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課関係)</li> <li>一〇二五 (略)</li> </ul>

別表第二の二(第六条関係) 嶺南振興局長への個別委任事項

(略)	小浜土木事務所長 および港湾事務所長	土木事務所長(敦賀土木事務所長および小浜土木事務所長を除く。)	土木事務所長(敦賀土木事務所長および小浜土木事務所長を除く。) および福井空港事務所長	総合福祉相談所長	(略)
(略)	(略)	<ul style="list-style-type: none"> <li>一 (略)</li> <li>(健康福祉部障がい福祉課関係)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(略)</li> <li>(土木部建築住宅課関係)</li> <li>一〇九 (略)</li> <li>(安全環境部自然環境課関係)</li> <li>一 (略)</li> <li>(健康福祉部障がい福祉課関係)</li> </ul>	(略)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(健康福祉部地域医療課関係)</li> <li>一〇六 (略)</li> <li>(健康福祉部保健予防課関係)</li> <li>一・二 (略)</li> <li>(健康福祉部医薬食品・衛生課関係)</li> <li>一〇二五 (略)</li> </ul>

<p>出先機関の長</p>	<p>委任事項</p>
<p>嶺南振興局長</p>	<p>(総務部情報公開・法制課関係)                  一 (略)                  (総務部市町協働課関係)                  一 (略)                  (防災安全部消防保安課関係)                  一 〓三 (略)                  (エネルギー環境部自然環境課関係)                  一 (略)                  (健康福祉部障がい福祉課関係)                  一 (略)</p>
<p>出先機関の長</p>	<p>委任事項</p>
<p>嶺南振興局長</p>	<p>(総務部情報公開・法制課関係)                  一 (略)                  (地域戦略部市町協働課関係)                  一 (略)                  (安全環境部危機対策・防災課関係)                  一 〓三 (略)                  (安全環境部自然環境課関係)                  一 (略)                  (健康福祉部障がい福祉課関係)                  一 (略)                  (産業労働部産業政策課関係)                  一 (産業労働部産業政策課関係)                  一 中小小売商業振興法(昭和四十八年法律第百一号。以下この項中「法」という。)の施行に関する事務                  この項中中小小売商業振興法施行令(昭和四十八年政令第百八十六号)を「施行令」という。                  1 法第四条第一項の規定に基づき、商店街整備計画が施行令第二条に規定する基準に適合するものである旨の認定をすること。                  2 法第四条第二項の規定に基づき、店舗集団化計画が施行令第三条に規定する基準に適合するものである旨の認定をすること。                  3 法第四条第三項の規定に基づき、共同店舗等整備計画が施行令第四条第一項または第二項に規定する基準に適合するものである旨の認定をすること。                  4 法第四条第六項の規定に基づき、商店街整備等支援計画が施行令第八条に規定する基準に適合するものである旨の認定をすること。                  (産業労働部企業誘致課関係)                  一 工場立地法(昭和三十四年法律第二十四号。以下この項中「法」という。)の施行に関する事務                  1 工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第百八号)附則第三条第一項の規定に基づき、特定工場に係る届出事項の変更の届出を受理すること。</p>

(産業労働部経営改革課関係)

一・二 (略)

(産業労働部成長産業立地課関係)

工場立地法(昭和三十四年法律第二十四号。以下この項中「法」という。)の施行に関する事務

1 工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第百八号)附則第三条第一項の規定に基づき、特定工場に係る届出事項の変更の届出を受理すること。

(産業労働部産業技術課関係)

一・三 (略)

(産業労働部商業・市場開拓課関係)

中小小売商業振興法(昭和四十八年法律第百一号。以下この項中「法」という。)の施行に関する事務

この項中中小小売商業振興法施行令(昭和四十八年政令第二百八十六号)を「施行令」という。

1 法第四条第一項の規定に基づき、商店街整備計画が施行令第二条に規定する基準に適合するものである旨の認定をすること。

2 法第四条第二項の規定に基づき、店舗集団化計画が施行令第三条に規定する基準に適合するものである旨の認定をすること。

3 法第四条第三項の規定に基づき、共同店舗等整備計画が施行令第四条第一項または第二項に規定する基準に適合するものである旨の認定をすること。

4 法第四条第六項の規定に基づき、商店街整備等支援計画が施行令第八条に規定する基準に適合するものである旨の認定をすること。

(農林水産部流通販売課関係)

一・二 (略)

(農林水産部農村振興課関係)

土地改良法(以下この項中「法」という。)の施行に関する事務

この項中福井県営土地改良事業換地清算事務取扱規則を「取扱規則」という。

(産業労働部創業・経営課関係)

一・二 (略)

(産業労働部産業技術課関係)

一・三 (略)

(農林水産部流通販売課関係)

一・二 (略)

- 1 法第五条第六項の規定に基づき、同条第一項の一定の地域を定めるための承認をすること。
  - 2 法第八十九条の二第八項において準用する法第五十三条の八の規定に基づき、一時利用地の指定等に伴う損失の補償、利益金の徴収または仮清算金の徴収もしくは支払いをすること。
  - 3 取扱規則第二条第一項の規定に基づき、精算金通知書を送付すること。
  - 4 取扱規則第二条第二項の規定に基づき、住所または氏名の変更の届出を受理すること。
  - 5 取扱規則第三条第二項の規定に基づき、精算金交付請求書を受理すること。
  - 6 取扱規則第四条第二項の規定に基づき、精算金の相殺の承認をすること。
  - 7 取扱規則第五条第一項の規定に基づき、精算金の分納の承認をすること。
  - 8 取扱規則第六条第二項の規定に基づき、共有権利代表者届出書を受理すること。
  - 9 取扱規則第七条の規定に基づき、権利変動届出書を受理すること。
- 二 租税特別措置法(以下この項中「法」という。)の規定による証明等に関する事務
- この項中租税特別措置法施行規則を「施行規則」という。
- 1 施行規則第十五条第二項第一号もしくは第二号または施行規則第二十二条の三第四項第一号もしくは第二号に規定する公共事業用資産の買取り等の申出があつたことを証する書類または買取り等のあつたことを証する書類を被収用者に交付すること。
  - 2 法第三十三条の四第六項または法第六十五条の二第六項の規定に基づき、公共事業用資産の買取り等の申出のあつたことを証する書類の写しおよび当該資産の買取り等に係る支払いに関する調書を所轄税務署長に提出すること。
- 三 農業振興地域の整備に関する法律の施行に関する事務

1 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第四条の五第一項第二十七号ワの規定に基づき、土地を地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画で定められた施設の用に供することについて同意をするこ  
と。

(農林水産部農地保全整備課、農林水産部水産課、土木部砂防防災課および土木部港湾空港課関係)

一 (略)

(農林水産部農地保全整備課、農林水産部森づくり課および土木部砂防防災課関係)

一 (略)

(農林水産部農村振興課、農林水産部水産課、土木部砂防防災課および土木部港湾空港課関係)

一 (略)

(農林水産部農村振興課、農林水産部森づくり課および土木部砂防防災課関係)

一 (略)

一 土地改良法(以下この項中「法」という。)の施行に関する事務

この項中福井県営土地改良事業換地清算事務取扱規則を「取扱規則」という。

1 法第五条第六項の規定に基づき、同条第一項の一定の地域を定めるための承認をすること。

2 法第八十九条の二第八項において準用する法第五十三條の八の規定に基づき、一時利用地の指定等に伴う損失の補償、利益金の徴収または仮清算金の徴収もしくは支払いをすること。

3 取扱規則第二条第一項の規定に基づき、精算金通知書を送付すること。

4 取扱規則第二条第二項の規定に基づき、住所または氏名の変更の届出を受理すること。

5 取扱規則第三条第二項の規定に基づき、精算金交付請求書を受理すること。

6 取扱規則第四条第二項の規定に基づき、精算金の相殺の承認をすること。

7 取扱規則第五条第一項の規定に基づき、精算金の分納の承認をすること。

8 取扱規則第六条第二項の規定に基づき、共有権利代表者届出書を受理すること。

9 取扱規則第七条の規定に基づき、権利変動届出書を受理すること。

<p>(農林水産部水産課関係) 一〇三 (略)</p>	<p>二 租税特別措置法(以下この項中「法」という。)の規定による証明等に関する事務 この項中租税特別措置法施行規則を「施行規則」という。</p> <p>1 施行規則第十五条第二項第一号もしくは第二号または施行規則第二十二条の三第四項第一号もしくは第二号に規定する公共事業用資産の買取り等の申出があつたことを証する書類または買取り等のあつたことを証する書類を被収用者に交付すること。</p> <p>2 法第三十三条の四第六項または法第六十五条の二第六項の規定に基づき、公共事業用資産の買取り等の申出のあつたことを証する書類の写しおよび当該資産の買取り等に係る支払いに関する調書を所轄税務署長に提出すること。</p> <p>三 農業振興地域の整備に関する法律の施行に関する事務</p> <p>1 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第四条の五第一項第二十七号ワの規定に基づき、土地を地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画で定められた施設の用に供することについて同意をするこ と。</p> <p>(農林水産部水産課関係) 一〇三 (略)</p>
---------------------------------	---

(福井県民の消費生活の安定および向上に関する条例施行規則の一部改正)  
 第七条 福井県民の消費生活の安定および向上に関する条例施行規則(昭和五十五年福井県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

<p>改正後</p> <p>(庶務) 第二十九条 審議会の庶務は、防災安全部県民安全課において処理する。</p>	<p>改正前</p> <p>(庶務) 第二十九条 審議会の庶務は、安全環境部県民安全課において処理する。</p>
--	--

第八条 貸金業法施行細則(昭和五十八年福井県規則第六十二号)の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。



<p>改正後</p> <p>(閲覧所の設置)</p> <p>第三条 省令第九条第二項に規定する貸金業者登録簿(以下「登録簿」という。)</p> <p>( )の閲覧の場所(以下「閲覧所」という。)を、産業労働部経営改革課内に置く。</p>	<p>改正前</p> <p>(閲覧所の設置)</p> <p>第三条 省令第九条第二項に規定する貸金業者登録簿(以下「登録簿」という。)</p> <p>( )の閲覧の場所(以下「閲覧所」という。)を、産業労働部創業・経営課内に置く。</p>
--	---

<p>(福井県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正)</p> <p>第九条 福井県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則(昭和六十一年福井県規則第二号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。</p> <p>改正後</p>	<p>改正前</p>
---	------------

<p>(登録簿の謄本の交付または閲覧の請求)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 前項の謄本の交付および閲覧は、健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課において行う。</p>	<p>(登録簿の謄本の交付または閲覧の請求)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 前項の謄本の交付および閲覧は、健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課において行う。</p>
---	---

<p>(福井県健康づくり推進協議会規則の一部改正)</p> <p>第十条 福井県健康づくり推進協議会規則(平成八年福井県規則第十八号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。</p> <p>改正後</p>	<p>改正前</p>
--	------------

<p>(庶務)</p> <p>第八条 協議会の庶務は、健康福祉部健康医療局健康政策課において処理する。</p> <p>(福井県がん委員会規則の一部改正)</p> <p>第十一条 福井県がん委員会規則(平成八年福井県規則第十九号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。</p> <p>改正後</p>	<p>(庶務)</p> <p>第八条 協議会の庶務は、健康福祉部健康医療局健康政策課において処理する。</p>
---	---

<p>(庶務)</p> <p>第八条 委員会の庶務は、健康福祉部健康医療局保健予防課において処理する。</p> <p>(福井県脳血管・循環器疾患委員会規則の一部改正)</p> <p>第十二条 福井県脳血管・循環器疾患委員会規則(平成八年福井県規則第二十号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。</p> <p>改正後</p>	<p>(庶務)</p> <p>第八条 委員会の庶務は、健康福祉部保健予防課において処理する。</p>
---	--

<p>(庶務)</p> <p>第八条 委員会の庶務は、健康福祉部健康医療局健康政策課において処理する。</p> <p>(福井県エイズ予防対策委員会規則の一部改正)</p> <p>第十三条 福井県エイズ予防対策委員会規則(平成八年福井県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。</p> <p>改正後</p>	<p>(庶務)</p> <p>第八条 委員会の庶務は、健康福祉部健康医療局健康政策課において処理する。</p>
--	---

<p>改正前</p>	<p>改正前</p>
------------	------------

	改正後
(庶務)	(庶務)
第九条 委員会の庶務は、健康福祉部健康医療局保健予防課において処理する。	第九条 委員会の庶務は、健康福祉部保健予防課において処理する。

	改正後
(庶務)	(庶務)
第十四条 福井県難病対策協議会規則(平成八年福井県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。	第十四条 福井県難病対策協議会規則(平成八年福井県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後
(庶務)	(庶務)
第八条 協議会の庶務は、健康福祉部健康医療局保健予防課において処理する。	第八条 協議会の庶務は、健康福祉部保健予防課において処理する。

	改正後
(庶務)	(庶務)
第十五条 福井県感染症予防対策委員会規則(平成八年福井県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。	第十五条 福井県感染症予防対策委員会規則(平成八年福井県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後
(庶務)	(庶務)
第八条 委員会の庶務は、健康福祉部健康医療局保健予防課において処理する。	第八条 委員会の庶務は、健康福祉部保健予防課において処理する。

	改正後
(庶務)	(庶務)
第十六条 特定非営利活動促進法施行細則(平成十年福井県規則第六十三号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。	第十六条 特定非営利活動促進法施行細則(平成十年福井県規則第六十三号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正前
(縦覧の場所)	(縦覧の場所)
第三条 法第十条第二項(法第二十五条第五項および第三十四条第五項において準用する場合を含む。)に規定する公衆の縦覧に供する場所は、福井県未来創造部県民協働課とする。	第三条 法第十条第二項(法第二十五条第五項および第三十四条第五項において準用する場合を含む。)に規定する公衆の縦覧に供する場所は、福井県地域戦略部県民活躍課とする。

	改正前
(庶務)	(庶務)
第十七条 福井県製菓衛生師試験委員会規則(平成十一年福井県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。	第十七条 福井県製菓衛生師試験委員会規則(平成十一年福井県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正前
(庶務)	(庶務)
第六条 委員会の庶務は、健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課において処理する。	第六条 委員会の庶務は、健康福祉部医薬食品・衛生課において処理する。

	改正前
(庶務)	(庶務)
第十八条 福井県大規模小売店舗立地審議会規則(平成十二年福井県規則第四百四号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。	第十八条 福井県大規模小売店舗立地審議会規則(平成十二年福井県規則第四百四号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

<p>改正後</p> <p>(庶務)</p> <p>第八条 審議会の庶務は、産業労働部商業・市場開拓課において処理する。</p> <p>(福井県ふぐの処理に関する条例施行規則の一部改正)</p> <p>第十九条 福井県ふぐの処理に関する条例施行規則(平成十二年福井県規則第百十四号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。</p>	<p>改正前</p> <p>(庶務)</p> <p>第八条 審議会の庶務は、産業労働部産業政策課において処理する。</p>
---	---

<p>改正後</p> <p>(庶務)</p> <p>第十七条 試験委員会の庶務は、健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課において処理する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>改正前</p> <p>(庶務)</p> <p>第十七条 試験委員会の庶務は、健康福祉部医薬食品・衛生課において処理する。</p> <p>2 (略)</p>
---	--

<p>改正後</p> <p>(住民基本台帳法施行細則の一部改正)</p> <p>第二十条 住民基本台帳法施行細則(平成十四年福井県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。</p>	<p>改正前</p> <p>(本人確認情報の開示の実施)</p> <p>第七条 法第三十条の三十二第二項の規定による開示は、地域戦略部市町協働課において行う。</p>
---	---

<p>改正後</p> <p>(福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部改正)</p> <p>第二十一条 福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則(平成十五年福井県規則第十八号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。</p>	<p>改正前</p> <p>(市町が処理する事務の範囲)</p> <p>第二条 次の表の上欄に掲げる事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p>
---	--

<p>改正後</p> <p>一 特例条例別表第三号の表十一の項第七号に規定する福井県公害防止条例(平成八年福井県条例第四号)の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p> <p>1 (略)</p>	<p>改正前</p> <p>一 特例条例別表第三号の表十六の項第七号に規定する福井県公害防止条例(平成八年福井県条例第四号)の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p> <p>1 (略)</p>
--	--

<p>改正後</p> <p>二 特例条例別表第三号の表十二の項第七号に規定する福井県公害防止条例(以下この項中「規則」という。)に基づき</p>	<p>改正前</p> <p>二 特例条例別表第三号の表十七の項第七号に規定する福井県公害防止</p>
--	--

<p>改正後</p> <p>一 特例条例別表第三号の表十一の項第七号に規定する福井県公害防止条例(平成八年福井県条例第四号)の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p> <p>1 (略)</p>	<p>改正前</p> <p>一 特例条例別表第三号の表十六の項第七号に規定する福井県公害防止条例(平成八年福井県条例第四号)の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p> <p>1 (略)</p>
<p>改正後</p> <p>二 特例条例別表第三号の表十二の項第七号に規定する福井県公害防止条例(以下この項中「規則」という。)に基づき</p>	<p>改正前</p> <p>二 特例条例別表第三号の表十七の項第七号に規定する福井県公害防止</p>

<p>止条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p>	<p>く事務のうち、次に掲げるもの 1 (略)</p>
---	---------------------------------

<p>止条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p>	<p>く事務のうち、次に掲げるもの 1 (略)</p>
---	---------------------------------

(福井県職員倫理規則の一部改正)  
第二十二條 福井県職員倫理規則(令和元年福井県規則第四十号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

<p>別表第一(第六條、第十一條関係)</p> <p>本庁</p>	<p>首都圏統括監、<u>危機管理監</u>、<u>部長(総務部長を除く。)</u>、<u>D X推進監</u>、<u>新幹線・交通まちづくり局長</u>、<u>文化・スポーツ局長</u>、<u>健康医療局長</u>、<u>感染症対策監</u>、<u>会計管理者</u>、<u>知事公室長</u>、<u>会計局長</u>および部の事務を総括する副部長</p>	<p>倫理監督責任者</p>
(略)	(略)	(略)
出先機関	上記以外の職員	(略)

<p>別表第一(第六條、第十一條関係)</p> <p>本庁</p>	<p>首都圏統括監、<u>部長(総務部長を除く。)</u>、<u>D X推進監</u>、<u>新幹線・まちづくり対策監</u>、<u>文化・スポーツ局長</u>、<u>危機対策監</u>、<u>健康医療政策監</u>、<u>感染症対策監</u>、<u>会計管理者</u>、<u>知事公室長</u>、<u>会計局長</u>および部の事務を総括する副部長</p>	<p>倫理監督責任者</p>
(略)	(略)	(略)
出先機関	上記以外の職員	(略)

備考

一〇四 (略)

別表第二(第十五條関係)

<p>組織</p> <p>(略)</p> <p>総務部(知事公室を除く。)</p>	<p>職員</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>
---	---------------------------------

備考

一〇四 (略)

別表第二(第十五條関係)

<p>組織</p> <p>(略)</p> <p>総務部(知事公室を除く。)</p>	<p>職員</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p>
---	---------------------------------

この規則は、令和五年五月二十二日から施行する。

附 則

（略）	健康福祉部	エネルギー環境部	交流文化部	防災安全部	未来創造部
（略）	（略）	部の事務を総括する副部長	（略）	部の事務を総括する副部長	部の事務を総括する副部長

（略）	健康福祉部	安全環境部	交流文化部	地域戦略部
（略）	（略）	部の事務を総括する副部長	（略）	部の事務を総括する副部長

# 目 次

## 福井県告示第233号

福井県手数料徴収条例（平成12年福井県条例第2号）別表第6号の表24の項1（2）の3級の技能検定を受けようとする者で知事が別に指定するものを次のとおり定め、令和5年5月22日から施行する。

なお、三級の技能検定を受けようとする者で手数料の減額の対象となる在校生等の指定（平成12年福井県告示第331号）は、令和5年5月21日をもって廃止する。

令和5年5月21日

福井県知事 杉本 達治

- 1 公共職業能力開発施設（職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第1項各号に掲げる施設をいう。）の訓練生または同法第27条第1項の職業能力開発総合大学の訓練生（これらの者のうち、短期課程の普通職業訓練または専門短期課程もしくは応用短期課程の高度職業訓練を受けているものを除く。）
- 2 認定職業訓練施設（職業能力開発促進法第24条第1項の認定を受けた職業訓練のための施設をいう。）の訓練生（就職している者および短期課程の普通職業訓練または専門短期課程もしくは応用短期課程の高度職業訓練を受けている者を除く。）
- 3 学校教育法（昭和22年法律第26号）第50条の高等学校または同法第63条の中等教育学校の後期課程の在校生
- 4 学校教育法第83条第1項の大学（同法第108条の規定による短期入学を含む。）の在校生
- 5 学校教育法第115条第1項の高等専門学校の在校生
- 6 学校教育法第124条の専修学校の在校生
- 7 学校教育法第134条第1項の各種学校の在校生
- 8 その他知事が認める者

## 福井県告示第234号

公共工事の入札および契約に係る公表事項の閲覧に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年5月21日

福井県知事 杉本 達治

公共工事の入札および契約に係る公表事項の閲覧に関する規程の一部を改正する告示

公共工事の入札および契約に係る公表事項の閲覧に関する規程（平成13年福井県告示第367号）の一部を次のように改正する。

別表2の表中「地域戦略部」を「未来創造部」に改め、別表4の表を削り、別表3の表

を別表4の表とし、別表2の表の次に次の1表を加える。

### 3 防災安全部関係

名 称	位 置
福井県防災安全部危機管理課	福井市
福井県防災安全部消防保安課	福井市
福井県防災安全部原子力安全対策課	福井市
福井県原子力環境監視センター	敦賀市

別表6の表を削り、別表5の表を別表6の表とし、別表4の表の次に次の1表を加える。

### 5 エネルギー環境部関係

名 称	位 置
福井県エネルギー環境部循環社会推進課	福井市
福井県エネルギー環境部自然環境課	福井市
福井県自然保護センター	大野市
福井県海浜自然センター	三方上中郡若狭町

別表12の表を別表13の表とし、別表8の表から別表11の表までを1ずつ繰り下げ、別表7の表福井県水産試験場の項中「敦賀市」を「小浜市」に改め、同表を別表8の表とする。

別表6の表の次に次の1表を加える。

### 7 産業労働部関係

名 称	位 置
福井県産業労働部産業技術課	福井市
福井県産業労働部国際経済課	福井市
福井県立福井産業技術専門学院	福井市
福井県立敦賀産業技術専門学院	敦賀市
福井県工業技術センター	福井市

#### 附 則

この告示は、令和5年5月22日から施行する。

## 福井県告示第235号

証紙による収入の方法によらない手数料の指定（昭和40年福井県告示第503号）の一部を次のように改正する。

令和5年5月21日

福井県知事 杉本 達治

5中「別表第1号の表2の項および3の項、別表第2号の表1の項および2の項」を「別表第1号の表2の項から5の項まで」に改める。

#### 附 則

この告示は、令和5年5月22日から施行する。

## 福井県告示第236号

福井県財務規則の適用を受けるかいの名称および位置の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年5月21日

福井県知事 杉本 達治

福井県財務規則の適用を受けるかいの名称および位置の一部を改正する告示

福井県財務規則の適用を受けるかいの名称および位置(昭和55年福井県告示第300号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
名称	位置	名称	位置
(略)	(略)	(略)	(略)
生活学習館	(略)	生活学習館	(略)
<u>消防学校</u>	<u>福井市大畑町</u>	消防学校	(略)
<u>原子力環境監視センター</u>	<u>敦賀市吉河</u>	<u>原子力環境監視センター</u>	<u>敦賀市吉河</u>
恐竜博物館	(略)	恐竜博物館	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
武道館	(略)	武道館	(略)
自然保護センター	(略)	自然保護センター	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
衛生環境研究センター	(略)	衛生環境研究センター	(略)
<u>福井産業技術専門学院</u>	<u>福井市林藤島町</u>	<u>福井産業技術専門学院</u>	<u>福井市林藤島町</u>
<u>敦賀産業技術専門学院</u>	<u>敦賀市道ノ口</u>	<u>敦賀産業技術専門学院</u>	<u>敦賀市道ノ口</u>
工業技術センター	(略)	工業技術センター	(略)
福井農林総合事務所	(略)	福井農林総合事務所	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
家畜保健衛生所	(略)	家畜保健衛生所	(略)
水産試験場	<u>小浜市泊</u>	水産試験場	<u>敦賀市浦底</u>
越前漁港事務所	(略)	越前漁港事務所	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

## 附 則

この告示は、令和5年5月22日から施行する。

## 福 井 県

## 福井県訓令第14号

庁中一般  
教育長  
警察本部  
各出先機関  
労働委員会事務局

福井県行政組織規則の一部を改正する規則の施行等に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

令和5年5月21日

福井県知事 杉本 達治

福井県行政組織規則の一部を改正する規則の施行等に伴う関係訓令の整備に関する訓令

(福井県会計検査規程の一部改正)

第1条 福井県会計検査規程(昭和35年福井県訓令第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(嶺南振興局の検査)</p> <p>第2条 嶺南振興局(出先機関を除く。)の検査は、<u>未来創造部長</u>が主管するものとし、<u>未来創造部</u>以外の部の所管に属する事務については当該部長と共管するものとする。</p> <p>(福井県職員服務規程の一部改正)</p> <p>第2条 福井県職員服務規程(昭和39年福井県訓令第10号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	<p>(嶺南振興局の検査)</p> <p>第2条 嶺南振興局(出先機関を除く。)の検査は、<u>地域戦略部長</u>が主管するものとし、<u>地域戦略部</u>以外の部の所管に属する事務については当該部長と共管するものとする。</p>
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 本庁 福井県行政組織規則(昭和39年福井県規則第21号。以下本条において「行政組織規則」という。)に定める部、局、政策推進グループ、<u>新幹線政策連携室</u>および課をいう。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 所属長 次の表の右欄に掲げる者にあつては、同表の左欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の中欄に掲げる者をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 本庁 福井県行政組織規則(昭和39年福井県規則第21号。以下本条において「行政組織規則」という。)に定める部、局、政策推進グループおよび課をいう。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 所属長 次の表の右欄に掲げる者にあつては、同表の左欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の中欄に掲げる者をいう。</p>



本庁	副知事	首都圏統括監、 <u>危機管理監</u> および <u>総務部長</u>
	総務部長	部長(総務部長を除く。)、 <u>D</u> 又 <u>推進監</u> 、 <u>新幹線・交通まちづくり</u> 局長、 <u>文化・スポーツ</u> 局長、 <u>健康医療</u> 局長および <u>感染症対策監</u>
	部長	(略)
	部内局長	部内局に置かれる課(室)の長 (課内室長を除く。)
	会計管理者	(略)
	(略)	(略)
	会計局長	(略)
	課長または部内局に置かれる室長(課内室長を除く。)	上記以外の職員
	未来創造部の事務を総括する副部長	局長
	嶺南振興局(嶺南振興局の出先機関を除く。)	副局長、 <u>危機管理</u> 幹、若狭企画振興室長、嶺南プロジェクト推進室長、二州企画振興室長および部長
本庁	副知事	首都圏統括監および <u>総務部長</u>
	総務部長	部長(総務部長を除く。)、 <u>D</u> 又 <u>推進監</u> 、 <u>新幹線・まちづくり</u> 対策監、 <u>文化・スポーツ</u> 局長、 <u>危機対策監</u> 、 <u>健康医療政策</u> 監および <u>感染症対策監</u>
	部長	(略)
	部内局長	部内局に置かれる課の長
	会計管理者	(略)
	(略)	(略)
	会計局長	(略)
	課長	上記以外の職員
	地域戦略部の事務を総括する副部長	局長
	嶺南振興局(嶺南振興局の出先機関を除く。)	副局長、 <u>危機対策</u> 幹、若狭企画振興室長、嶺南プロジェクト推進室長、二州企画振興室長および部長
上記以外の出先機関(嶺南振興局の出先機関を含む。)	(略)	(略)
	(略)	(略)

(福井県工事検査規程の一部改正)

第3条 福井県工事検査規程(昭和40年福井県訓令第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)	
本庁の課	工事検査職員に充てる職	本庁の課	工事検査職員に充てる職
財産活用課	施設または庁舎管理を担当する主任	財産活用課	施設または庁舎管理を担当する総括主任、主任および企画主査
新幹線建設推進課	(略)	新幹線建設推進課	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
交通まちづくり課	(略)	交通まちづくり課	(略)
危機管理課	防災対策または防災情報通信を担当する参事	危機対策・防災課	防災情報通信を担当する参事
自然環境課	(略)	自然環境課	(略)
農村振興課	計画・調査、国営事業または技術管理を担当する各主任	農村振興課	計画・調査、国営事業、農地保全・指導または農地整備を担当する各主任
農地保全整備課	農地保全・指導または農地整備を担当する各主任		
水産課	(略)	水産課	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
土木管理課	(略)	土木管理課	(略)
道路建設課	道路計画または建設・改良を担当する各主任	道路建設課	道路計画、建設・改良または街路整備を担当する各主任
高規格道路課	(略)	高規格道路課	(略)
道路保全課	(略)	道路保全課	(略)
河川課	河川整備、河川計画、ダム整備、ダム管理または下水道整備を担当する各主任	河川課	河川整備、ダム整備、ダム管理または下水道整備を担当する各主任
砂防防災課	砂防整備、海岸整備または防災を担当する各主任	砂防防災課	砂防整備または海岸整備を担当する各主任
港湾空港課	港湾整備振興または空港整備振興を担当する主任	港湾空港課	港湾整備振興を担当する主任
都市計画課	都市公園整備、新幹線駅周辺整備または街路整備を担当する各主任	都市計画課	都市公園整備または新幹線駅周辺整備を担当する各主任
建築住宅課	(略)	建築住宅課	(略)
公共建築課	各参事 計画・技術支援、工事または設備を担当する各主任	公共建築課	各参事 工事または設備を担当する各主任
教育庁教育政策課	(略)	教育庁教育政策課	(略)
警察本部会計課	施設または営繕を担当する各課長補佐、係長および主査	警察本部会計課	施設または用度を担当する各参事 管財、営繕、庁舎管理または用度を担当する各課長補佐、係長および主査



嶺南振興局	(略)	(略)	(略)	(略)	嶺南振興局	(略)	(略)	(略)	(略)
危機管理課	防災業務に従事する職員	作業衣上下 雨衣 長靴	1 1 1	3 2 2					
消防保安課	火薬類、高圧ガスおよび液化石油ガスの保安業務に従事する職員	作業衣上下 雨衣 長靴	1 1 1	3 2 2					
原子力安全対策課	原子力発電に係る現地調査業務に従事する職員	作業衣上下 雨衣	1 1	3 2					
消費生活センター	商品の実験検査業務および相談啓発業務に従事する職員	白衣	1	1					
消防学校	消防職員等に対する教育訓練業務に従事する職員	作業衣上下 トレーニングウェア ア上下 帽子 制服冬兼合用 制服夏用 制帽冬兼合用 制帽夏用 運動靴 皮手袋 長靴 訓練用あみあげ靴	1 1 1 1 1 1 1 1 2 1 1	3 2 3 2 3 1 1 3					
防災航空事務所	災害時等に救助活動に従事する防災航空隊員	航空服冬服 航空服夏服 航空服盛夏服 航空作業服冬服 航空作業服夏服 航空作業服盛夏服 航空帽冬帽子 航空帽夏帽子 航空プロテクト 航空手袋 航空き章	2 2 2 2 2 2 1 1 1 1 1	3 3 3 3 3 3 1 1 2					





計量検定所 (略)	事する指導員 金属加工に関する技術 の職業訓練業務に従事 する指導員	安全靴	1	2
		作業衣上下 夏作業衣上下 作業帽 溶接用作業服上下 溶接用安全靴	1 1 1 1 1	1 1 1 1 1
		塗装に関する技術の職 業訓練業務に従事する 指導員	2 2 2 1	1 1 1 2
		その他の職業訓練業務 に従事する指導員	1 1 1	1 1 1
陶芸館 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
流通販売課 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
農村振興課 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

計量検定所 (略)	事する指導員 自動車整備、電気工事 および機械に関する技 術の職業訓練業務に従 事する指導員	作業衣上下 夏作業衣上下 作業帽 安全靴	1 1 1 1	1 1 1 2
		作業衣上下 夏作業衣上下 作業帽 溶接用作業服上下 溶接用安全靴	1 1 1 1 1	1 1 1 1 1
		塗装に関する技術の職 業訓練業務に従事する 指導員	2 2 2 1	1 1 1 2
		その他の職業訓練業務 に従事する指導員	1 1 1	1 1 1
陶芸館 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
産業技術専門学院 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
流通販売課 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
農村振興課 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

農地保全整備課	現地指導調査監督業務に従事する職員	作業衣上下 夏作業衣上下 防寒衣 雨衣 帽子 保安帽 ズック 長靴	1 1 1 1 1 1 1 1	3 3 3 2 3 4 2 2
水産課(嶺南振興局林業水産部水産漁港課および二州農林部林業水産課を含む。)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(福井県労働委員会事務局処務規程の一部改正)

第6条 福井県労働委員会事務局処務規程(昭和46年福井県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(事務局の職制)		(事務局の職制)	
第4条 事務局に事務局長および事務局長次長のほか、次長補佐、総括主任、主任、企画主査、主査および主事を置くことができる。 (職員の職務)	第4条 事務局に事務局長および事務局長次長のほか、次長補佐、総括主任、主任、企画主査、主査および主事を置くことができる。 (職員の職務)	第5条 (略)	第5条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)	4 (略)	4 (略)
4 総括主任は、上司の命を受け、特に命じられた事務を処理する。		5 (略)	5 (略)
5 (略)		6 (略)	6 (略)
6 (略)		7 (略)	7 (略)
7 (略)		8 (略)	8 (略)
8 (略)			

(福井県庁議規程の一部改正)

第7条 福井県庁議規程(昭和48年福井県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。



改正後	改正前
<p>(構成) 第2条 庁議は、知事主宰のもとに、次の職にある者（以下「構成員」という。）をもって構成する。                      (1)～(4) (略)  <u>(5) 危機管理監</u>                      (6) (略)                      (7) <u>未来創造部長</u>                      (8) <u>防災安全部長</u>                      (9) <u>交流文化部長</u>                      (10) <u>エネルギー環境部長</u>                      (11) (略)                      (12) (略)                      (13) (略)                      (14) (略)                      (15) (略)                      (16) (略)                      (17) (略)</p> <p>(庶務) 第6条 庁議の庶務は、<u>未来創造部未来戦略課</u>において処理する。</p> <p>(福井県事務決裁規程の一部改正) 第8条 福井県事務決裁規程(昭和50年福井県訓令第3号)の一部を次のように改正する。                      次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	<p>(構成) 第2条 庁議は、知事主宰のもとに、次の職にある者（以下「構成員」という。）をもって構成する。                      (1)～(4) (略)                      (5) (略)                      (6) <u>地域戦略部長</u>                      (7) <u>交流文化部長</u>                      (8) <u>安全環境部長</u>                      (9) (略)                      (10) (略)                      (11) (略)                      (12) (略)                      (13) (略)                      (14) (略)                      (15) (略)</p> <p>(庶務) 第6条 庁議の庶務は、<u>地域戦略部未来戦略課</u>において処理する。</p>
改正後	改正前
<p>(知事の決裁事項および副知事等の専決事項) 第3条 (略)                      2 前項の規定にかかわらず、DX推進監はDX推進課の所管に属する事務に係る事項のうち部長の専決事項(特に重要なものを除く。)について、<u>新幹線・交通まちづくり局長は新幹線政策連携室(福井県行政組織規則(昭和39年福井県規則第21号。以下「組織規則」という。))第4条第5項の新幹線政策連携室をいう。以下同じ)、新幹線建設推進課、地域鉄道課または交通まちづくり課の所管に属する事務に係る事項のうち部長の専決事項(特に重要なものを除く。)</u>について、文化・スポーツ局長は文化・スポーツ局各課の所管に属する事務に係る事項のうち部長の専決事項(特に重要なものを除く。)について</p>	<p>(知事の決裁事項および副知事等の専決事項) 第3条 (略)                      2 前項の規定にかかわらず、DX推進監はDX推進課の所管に属する事務に係る事項のうち部長の専決事項(特に重要なものを除く。)について、<u>新幹線・まちづくり対策監は新幹線建設推進課、地域鉄道課または交通まちづくり課の所管に属する事務に係る事項のうち部長の専決事項(特に重要なものを除く。)</u>について、文化・スポーツ局長は文化・スポーツ局各課の所管に属する事務に係る事項のうち部長の専決事項(特に重要なものを除く。)<u>健康医療政策</u>対策監は危機対策・防災課または原子力安全対策課の所管に属する事務に係る事項のうち部長の専決事項(特に重要なものを除く。)について、<u>健康医療政</u></p>



DX推進	当該事務を掌理する副部長が置かれていないとき。	(略)	当該事務を掌理する課
	当該事務を掌理する副部長が置かれていないとき。	(略)	当該事務を掌理する課
新幹線・交通まちづくり局長	当該事務を掌理する副部長が置かれていないとき。	未来創造部の事務を総括する副部長	当該事務を掌理する課
	当該事務を掌理する副部長が置かれていないとき。	当該事務を掌理する副部長	当該事務を掌理する課
文化・スポーツ局長	(略)	(略)	(略)
	当該事務を掌理する副部長が置かれていないとき。	健康福祉部の事務を総括する副部長	当該事務を掌理する課
健康医療局長	当該事務を掌理する副部長が置かれていないとき。	当該事務を掌理する副部長	当該事務を掌理する課

DX推進	当該事務を掌理する副部長が置かれていないとき。	(略)	当該事務を掌理する課
	当該事務を掌理する副部長が置かれていないとき。	地域戦略部の事務を総括する副部長	当該事務を掌理する課
新幹線・まちづくり対策監	当該事務を掌理する副部長が置かれていないとき。	当該事務を掌理する副部長	当該事務を掌理する課
	当該事務を掌理する副部長が置かれていないとき。	当該事務を掌理する副部長	当該事務を掌理する課
文化・スポーツ局長	(略)	(略)	(略)
	当該事務を掌理する副部長が置かれていないとき。	安全環境部の事務を総括する副部長	当該事務を掌理する課
健康医療政策監	当該事務を掌理する副部長が置かれていないとき。	当該事務を掌理する副部長	当該事務を掌理する課
	当該事務を掌理する副部長が置かれていないとき。	当該事務を掌理する副部長	当該事務を掌理する課

事務に係るものにあつては感染症対策監、知事公室長の掌理する事務に係るものにあつては知事公室長)

は総務部の事務を総括する副部長)

に係るものにあつては健康医療政策監、感染症対策監の掌理する事務に係るものにあつては感染症対策監、知事公室長の掌理する事務に係るものにあつては知事公室長)

ては健康福祉部の事務を総括する副部長、知事公室長の掌理する事務に係るものにあつては総務部の事務を総括する副部長)

	る副部長が置かれているとき。	副部長	長
感染症対策監	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

備考  
 1 この表において「課」とは組織規則第8条第1項の表の下欄に掲げる課、組織規則第4条第2項の政策推進グループ(以下「政策推進グループ」という。)、新幹線政策連携室および組織規則第9条第2項各号に掲げる会計局各課を、「課内室」とは組織規則第8条第2項の表の下欄に掲げる室をいう。  
 2 部長および副部長には会計局長を、課長には組織規則第202条第2項に規定する政策参事のうち政策推進グループに所属する政策参事および新幹線政策連携室の長を含む。

2 (略)

別表第7項および第8項中「首都圏統括監」の次に「危機管理監」を加え、同表備考第2号中「会計局長」の次に「を、課長には新幹線政策連携室の長」を加え、同表備考第3号、第5号および第6号中「(総務部に置かれる政策推進グループを除く。)」を削る。  
 (福井県出先機関事務決裁規程の一部改正)

第9条 福井県出先機関事務決裁規程(昭和50年福井県訓令第4号)の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

	る副部長が置かれているとき。	副部長	長
感染症対策監	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

備考  
 1 この表において「課」とは福井県行政組織規則(昭和39年福井県規則第21号。以下「組織規則」という。)第8条第1項の表の下欄に掲げる課、組織規則第4条第2項の政策推進グループ(以下「政策推進グループ」という。)および組織規則第9条第2項各号に掲げる会計局各課を、「課内室」とは組織規則第8条第2項の表の下欄に掲げる室をいう。  
 2 部長および副部長には会計局長を、課長には組織規則第202条第2項に規定する政策参事のうち政策推進グループに所属する政策参事を含む。

2 (略)

改正後

(代決)		改正後	
第6条 決裁権者が不在のときは、次の表に定めるところにより代決をすることができる。ただし、決裁権者があらかじめ代決をすることを禁止した事項については、この限りでない。			
決裁権者の区分	代決をすることができる者		
	決裁権者が不在のとき。	決裁権者および左欄に掲げる者がともに不在で、かつ、緊急やむを得ないとき。	
出先機関の長(嶺南振興局、原子力環境監視センター、健康福祉センター、保健所、衛生環境研究セ	次長、副所長、副館長、副校長または副学院院长(以下「次長等」という。)	次長等が置かれている出先機関にあつては、庶務	先機関に関する事務については総務課長、管理室長または利用サービス室長(東

改正前

(代決)		改正前	
第6条 決裁権者が不在のときは、次の表に定めるところにより代決をすることができる。ただし、決裁権者があらかじめ代決をすることを禁止した事項については、この限りでない。			
決裁権者の区分	代決をすることができる者		
	決裁権者が不在のとき。	決裁権者および左欄に掲げる者がともに不在で、かつ、緊急やむを得ないとき。	
出先機関の長(嶺南振興局、原子力環境監視センター、健康福祉センター、保健所、衛生環境研究セ	次長、副所長、副館長、副校長または副学院院长(以下「次長等」という。)	次長等が置かれている出先機関にあつては、庶務	先機関に関する事務については総務課長、管理室長または利用サービス室長(東

	ソナー、県立病院、工業技術センター、農林総合事務所、農業試験場、畜産試験場、水産試験場、総合グリーンセンターおよび丹南土木事務所の長を除く。）	京事務所にあつては副所長に限る。）次長等が置かれていない出先機関にあつては庶務を担当する課（室）長、次長等および庶務を担当する課（室）長が置かれていない出先機関にあつては当該出先機関の長があらかじめ指定する職員	京事務所にあつては所長代理、大阪事務所にあつては所長補佐、福井県税事務所にあつては管理課長、恐竜博物館にあつてはサービス推進課長、総合福祉相談所にあつては地域支援課長）、その他の事務については当該事務を所掌する課（室）長（東京事務所にあつては所長代理、大阪事務所にあつては所長補佐）
嶺南振興局長	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

2 (略)

別表第1（第3条関係）出先機関の長の専決事項

出先機関名	項	長	長の専決事項
(略)	(略)	(略)	(略)
嶺南振興局林業水産部および嶺南振興局二州農林部	(略)	(略)	(略)
健康福祉センター	1	(エネルギー環境部環境政策課関係) (略)	(エネルギー環境部循環社会推進課関係) (略)
	1～5	(略)	(略)
保健所	1	(健康福祉部地域福祉課関係) (略)	(健康福祉部地域福祉課関係) (健康福祉部健康医療局地域医療課関係) (略)
	1～4	(略)	(健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課関係) (略)
	1～7	(略)	(略)
計量検定所	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

	ソナー、県立病院、工業技術センター、農林総合事務所、農業試験場、畜産試験場、水産試験場、総合グリーンセンターおよび丹南土木事務所の長を除く。）	京事務所にあつては副所長に限る。）次長等が置かれていない出先機関にあつては庶務を担当する課（室）長、次長等および庶務を担当する課（室）長が置かれていない出先機関にあつては当該出先機関の長があらかじめ指定する職員	京事務所にあつては所長代理、大阪事務所にあつては所長補佐、福井県税事務所にあつては管理課長、総合福祉相談所にあつては地域支援課長）、その他の事務については当該事務を所掌する課（室）長（東京事務所にあつては所長代理、大阪事務所にあつては所長補佐）
嶺南振興局長	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

2 (略)

別表第1（第3条関係）出先機関の長の専決事項

出先機関名	項	長	長の専決事項
(略)	(略)	(略)	(略)
嶺南振興局林業水産部および嶺南振興局二州農林部	(略)	(略)	(略)
健康福祉センター	1	(安全環境部環境政策課関係) (略)	(安全環境部循環社会推進課関係) (略)
	1～5	(略)	(略)
保健所	1	(健康福祉部地域福祉課関係) (略)	(健康福祉部地域福祉課関係) (健康福祉部地域医療課関係) (略)
	1～4	(略)	(健康福祉部医薬食品・衛生課関係) (略)
	1～7	(略)	(略)
計量検定所	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

別表第1の2(第3条関係)

出先機関名	項	長の専決事項
敦賀土木事務所、小浜土木事務所または敦賀港湾事務所	1～40	(エネルギー環境部自然環境課関係) (略)

別表第2(第3条関係) 出先機関の事務局長、次長、部長、課(室)長等の専決事項

ア 出先機関(嶺南振興局、東京事務所、大阪事務所、福井県税事務所、丹南健康福祉センター、県立病院、農林総合事務所、越前漁港事務所および丹南土木事務所を除く。)の課(室)長の専決事項

庶務を担当する課(室)長	課(室)長
(略)	(略)

備考

1～5(略)

6 次の表の左欄に掲げる出先機関にあつては、同表の右欄に掲げる職の専決事項を除く。

(略)	(略)	(略)
畜産試験場	(略)	
水産試験場	栽培漁業センター所長 海洋資源研究センター所長 内水面総合センター所長	
三国土木事務所	(略)	
(略)	(略)	

イ(略)

ウ 東京事務所副所長および大阪事務所副所長の専決事項

1 (略)
2 削除
3 報酬、共済費、旅費、需用費のうち光熱水費、役務費のうち郵便料、電信電話料および為替取引に係る手数料、償還金、利子および割引料ならびに公課費の予算の支出負担行為に関するもの。
4 報酬、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料のうち法令の規定に基づき扶助的経費、扶助費、償還金、利子および割引料、公課費ならびに

別表第1の2(第3条関係)

出先機関名	項	長の専決事項
敦賀土木事務所、小浜土木事務所または敦賀港湾事務所	1～40	(安全環境部自然環境課関係) (略)

別表第2(第3条関係) 出先機関の事務局長、次長、部長、課(室)長等の専決事項

ア 出先機関(嶺南振興局、東京事務所、大阪事務所、福井県税事務所、丹南健康福祉センター、県立病院、農林総合事務所、越前漁港事務所および丹南土木事務所を除く。)の課(室)長の専決事項

庶務を担当する課(室)長	課(室)長
(略)	(略)

備考

1～5(略)

6 次の表の左欄に掲げる出先機関にあつては、同表の右欄に掲げる職の専決事項を除く。

(略)	(略)	(略)
畜産試験場	(略)	
水産試験場	栽培漁業センター所長 内水面総合センター所長	
三国土木事務所	(略)	
(略)	(略)	

イ(略)

ウ 東京事務所副所長および大阪事務所副所長の専決事項

1 (略)
2 各種手当(大阪事務所副所長にあつては、名古屋事務所および京都事務所に係るものを含む。)の支給の認定に関するもの。
3 報酬、職員手当等(大阪事務所副所長にあつては、名古屋事務所および京都事務所に係るものを含む。次号において同じ。)、共済費、旅費、需用費のうち光熱水費、役務費のうち郵便料、電信電話料および為替取引に係る手数料、償還金、利子および割引料ならびに公課費の予算の支出負担行為に関するもの。
4 報酬、職員手当等、共済費、旅費、需用費、役務費、委託料のうち法令の規定に基づき扶助的経費、扶助費、償還金、利子および割引料、公

<p>繰出金の支出命令に関すること。 5～15 (略)</p> <p>エ～ジ (略)</p> <p>ス 栽培漁業センター所長、<u>海洋資源研究センター所長</u>および内水面総合センター所長の専決事項 (略)</p> <p>セ (略)</p>	<p>課費ならびに繰出金の支出命令に関すること。 5～15 (略)</p> <p>エ～ジ (略)</p> <p>ス 栽培漁業センター所長および内水面総合センター所長の専決事項 (略)</p> <p>セ (略)</p>
<p>(福井県職員安全管理規程の一部改正)</p> <p>第10条 福井県職員安全管理規程(昭和51年福井県訓令第7号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p>	
<p>改正後</p>	<p>改正前</p>
<p>(産業医) 第10条 (略)</p> <p>2 産業医は、<u>総務部長が選任する。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 衛生委員会の庶務は、本庁に置かれるものにあつては総務部人事課、嶺南振興局の小浜の事務所に置かれるものにあつては嶺南振興局若狭企画振興室、恐童博物館に置かれるものにあつてはサービス推進課、一乗谷朝倉氏遺跡博物館に置かれるものにあつては利用サービス室、総合福祉相談所に置かれるものにあつては地域支援課、工業技術センターに置かれるものにあつては管理室、農林総合事務所に置かれるものにあつては企画振興室、農業試験場に置かれるものにあつては管理課、その他の機関に置かれるものにあつては当該機関の総務課において処理する。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(産業医) 第10条 (略)</p> <p>2 産業医は、<u>本庁および県立病院に置かれるものにあつては、総務部長が選任し、その他の機関に置かれるものにあつては、原則として、当該機関の所在地を所管する健康福祉センターの医幹をもつて充てる。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 衛生委員会の庶務は、本庁に置かれるものにあつては総務部人事課、嶺南振興局の小浜の事務所に置かれるものにあつては嶺南振興局若狭企画振興室、総合福祉相談所に置かれるものにあつては地域支援課、工業技術センターに置かれるものにあつては管理室、農林総合事務所に置かれるものにあつては企画振興室、農業試験場に置かれるものにあつては管理課、その他の機関に置かれるものにあつては当該機関の総務課において処理する。</p> <p>4 (略)</p>
<p>別表第2 安全管理管理者を置く機関(第5条関係) 本庁の政策推進グループ、<u>新幹線政策連携室</u>、課および局 出先機関(別表第1に掲げるものを除く。) (略)</p> <p>別表第5 衛生管理者および産業医を置く機関(第8条、第10条関係)</p>	<p>別表第2 安全管理管理者を置く機関(第5条関係) 本庁の政策推進グループ、課および局 出先機関(別表第1に掲げるものを除く。) (略)</p> <p>別表第5 衛生管理者および産業医を置く機関(第8条、第10条関係)</p>

<p>(略)</p> <p>嶺南振興局の小浜の事務所  <u>恐竜博物館</u>  <u>一乗谷朝倉氏遺跡博物館</u>                  総合福祉相談所                  (略)</p>	<p>(略)</p> <p>嶺南振興局の小浜の事務所                  総合福祉相談所                  (略)</p>
<p>別表第6 衛生管理担当者を置く機関(第9条関係)                  本庁の政策推進グループ、<u>新幹線政策連携室</u>、課および局                  出先機関(別表第5に掲げるものを除く。)                  (略)</p>	<p>別表第6 衛生管理担当者を置く機関(第9条関係)                  本庁の政策推進グループ、課および局                  出先機関(別表第5に掲げるものを除く。)                  (略)</p>
<p>別表第7 安全衛生推進者等を置く機関(第9条の2関係)                  安全衛生推進者を置く機関                  (略)                  衛生推進者を置く機関                  (略)                  生活学習館                  歴史博物館                  美術館                  福井運動公園事務所                  (略)                  栽培漁業センター  <u>海洋資源研究センター</u>                  総合グリーンセンター</p>	<p>別表第7 安全衛生推進者等を置く機関(第9条の2関係)                  安全衛生推進者を置く機関                  (略)                  衛生推進者を置く機関                  (略)                  生活学習館                  恐竜博物館                  歴史博物館                  美術館  <u>一乗谷朝倉氏遺跡博物館</u>                  福井運動公園事務所                  (略)                  栽培漁業センター                  総合グリーンセンター</p>
<p>別表第9 衛生委員会を置く機関(第13条関係)                  (略)                  嶺南振興局の小浜の事務所  <u>恐竜博物館</u>  <u>一乗谷朝倉氏遺跡博物館</u>                  総合福祉相談所                  (略)</p>	<p>別表第9 衛生委員会を置く機関(第13条関係)                  (略)                  嶺南振興局の小浜の事務所                  総合福祉相談所                  (略)</p>

(福井県文書規程の一部改正)

第11条 福井県文書規程(昭和61年福井県訓令第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。



<p style="text-align: center;">改正後</p> <p>(定義) 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) (略) (3) 所属長 本庁の課 (政策推進グループ (組織規則第4条第2項の政策推進グループをいう。))、<u>新幹線政策連携室 (組織規則第4条第5項の新幹線政策連携室をいう。))</u> および会計局を含む。以下同じ。) の長 (以下「課長」という。) および出先機関の長 (以下「所長」という。) をいう。 (4)～(16) (略)</p>	<p style="text-align: center;">改正前</p> <p>(定義) 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) (略) (3) 所属長 本庁の課 (政策推進グループ (組織規則第4条第2項の政策推進グループをいう。)) および会計局を含む。以下同じ。) の長 (以下「課長」という。) および出先機関の長 (以下「所長」という。) をいう。 (4)～(16) (略)</p>
<p>(福井県嶺南地域の出先機関の総合調整および市町との連絡調整に関する規程の一部改正) 第12条 福井県嶺南地域の出先機関の総合調整および市町との連絡調整に関する規程 (平成2年福井県訓令第2号) の一部を次のように改正する。 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p> <p style="text-align: center;">改正後</p> <p>(調整会議の構成員) 第3条 調整会議の構成員は、嶺南振興局長 (以下「局長」という。)、嶺南振興局副局長、<u>嶺南振興局危機管理幹</u>および別表に掲げる出先機関等の長とする。 別表 (第3条関係) (略) 栽培漁業センター <u>海洋資源研究センター</u> 敦賀土木事務所 (略)</p>	<p style="text-align: center;">改正前</p> <p>(調整会議の構成員) 第3条 調整会議の構成員は、嶺南振興局長 (以下「局長」という。)、嶺南振興局副局長、<u>嶺南振興局危機対策幹</u>および別表に掲げる出先機関等の長とする。 別表 (第3条関係) (略) 栽培漁業センター 敦賀土木事務所 (略)</p>
<p>(福井県政策推進グループ規程の一部改正) 第13条 福井県政策推進グループ規程 (平成14年福井県訓令第12号) の一部を次のように改正する。 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p> <p style="text-align: center;">改正後</p> <p>(グループ長および副グループ長) 第3条 (略) 2 (略) 3 グループ長は部の事務を総括する副部長に対し、副グループ長は部の政策参事に対し、それぞれ知事がその職務を命ずる。</p>	<p style="text-align: center;">改正前</p> <p>(グループ長および副グループ長) 第3条 (略) 2 (略) 3 グループ長は部の事務を総括する副部長に対し、副グループ長は部の政策参事 (<u>総務部にあつては、財政課参事</u>) に対し、それぞれ知事がその職務を命ずる。</p>

第14条 福井県統計事務取扱規程(平成21年福井県訓令第3号)の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)            第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 所属長 本庁の課(政策推進グループ(福井県行政組織規則(昭和39年福井県規則第21号)第4条第2項の政策推進グループをいう。))および新幹線政策連携室(福井県行政組織規則第4条第5項の新幹線政策連携室をいう。))を含む。以下同じ。)の長および出先機関の長をいう。</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(定義)            第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 所属長 本庁の課(政策推進グループ(福井県行政組織規則(昭和39年福井県規則第21号)第4条第2項の政策推進グループをいう。))を含む。以下同じ。)の長および出先機関の長をいう。</p> <p>(3) (略)</p>

附 則  
 この訓令は、令和5年5月22日から施行する。

### 教育委員会規則

福井県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年5月21日

福井県教育委員会

福井県教育委員会規則第七号

福井県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

福井県教育委員会行政組織規則(昭和四十六年福井県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前																
<p>(教育総合研究所各課等の分掌事務等)            第二十一条 福井県教育総合研究所(以下「教育総合研究所」という。)の室、課および教育博物館の分掌事務は、次表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="132 201 432 1086"> <tr> <td>室等名</td> <td>分掌事務</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>理科教育課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>新教育課題研究課</td> <td>一 (略) 二 ICT教育サポートセンターに関すること。</td> </tr> </table>	室等名	分掌事務	(略)	(略)	理科教育課	(略)	新教育課題研究課	一 (略) 二 ICT教育サポートセンターに関すること。	<p>(教育総合研究所各課等の分掌事務等)            第二十一条 福井県教育総合研究所(以下「教育総合研究所」という。)の室、課および教育博物館の分掌事務は、次表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="132 1176 432 2060"> <tr> <td>室等名</td> <td>分掌事務</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>理科教育課</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>新教育課題研究課</td> <td>一 (略) 二 先端教育研究センターに関すること(他課の所管に属するものを除く。)</td> </tr> </table>	室等名	分掌事務	(略)	(略)	理科教育課	(略)	新教育課題研究課	一 (略) 二 先端教育研究センターに関すること(他課の所管に属するものを除く。)
室等名	分掌事務																
(略)	(略)																
理科教育課	(略)																
新教育課題研究課	一 (略) 二 ICT教育サポートセンターに関すること。																
室等名	分掌事務																
(略)	(略)																
理科教育課	(略)																
新教育課題研究課	一 (略) 二 先端教育研究センターに関すること(他課の所管に属するものを除く。)																

この規則は、令和五年五月二十二日から施行する。

附 則

機関名	特別支援教育センター	（略）	（略）	職務	（略）
	図書館	副館長（利用促進）	館長		
職名	（略）	（略）	（略）	職務	（略）
	（略）	（略）	（略）		
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

（職員の仕事およびその職務）  
第三十二条 政令第六条の規定により、県立学校以外の教育機関に次表の上欄に掲げる職を置き、それぞれ同表の下欄に掲げる職務を行う。

機関名	特別支援教育センター	（略）	（略）	職務	（略）
	図書館	総括司書	館長		
職名	（略）	（略）	（略）	職務	（略）
	（略）	（略）	（略）		
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

（職員の仕事およびその職務）  
第三十二条 政令第六条の規定により、県立学校以外の教育機関に次表の上欄に掲げる職を置き、それぞれ同表の下欄に掲げる職務を行う。

教員研修	一 （略）
専門研修	（略）
（略）	（略）

教員研修	一 （略）
専門研修	（略）
（略）	（略）

**教育委員会教育長訓令**

福井県教育委員会教育長訓令第二号

各出先機関  
各教育機関

福井県教育委員会出先機関等事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年5月21日

福井県教育委員会 教育長 豊北 欽一

福井県教育委員会出先機関等事務決裁規程の一部を改正する訓令

福井県教育委員会出先機関等事務決裁規程(平成2年福井県教育委員会教育長訓令第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

		改正後		改正前	
<p>(代決) 第7条 決裁権者が不在のときは、次の表に定めるところにより代決をすることができる。</p>					
		代決をすることができる者		代決をすることができる者	
決裁権者の区分	決裁権者が不在のとき。	決裁権者および左欄に掲げる者がともに不在で、かつ、緊急やむを得ないとき。	決裁権者が不在のとき。	決裁権者および左欄に掲げる者がともに不在で、かつ、緊急やむを得ないとき。	決裁権者および左欄に掲げる者がともに不在で、かつ、緊急やむを得ないとき。
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
教育総合研究所長	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
図書館長	若狭図書学習センター所長	当該事務(予算を伴う事務を除く。)を所掌する副館長(利用促進)	当該事務(予算を伴う事務を除く。)を所掌する副館長(	当該事務(予算を伴う事務を除く。)を所掌する副館長(	当該事務(予算を伴う事務を除く。)を所掌する総括司書
2	(略)			2	(略)

附 則

この訓令は、令和5年5月22日から施行する。

**選挙管理委員会告示**

福井県選挙管理委員会告示第七十五号

福井県選挙管理委員会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年五月二十一日

福井県選挙管理委員会 委員長 金井 亨

福井県選挙管理委員会規程の一部を改正する告示

福井県選挙管理委員会規程（昭和二十九年福井県選挙管理委員会告示第三十九号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

（事務局の設置）

第十二条 委員会の権限に属する事務を処理するため福井県総務部市町協働課内に事務局を置く。

（事務局の設置）

第十二条 委員会の権限に属する事務を処理するため福井県地域戦略部市町協働課内に事務局を置く。

附則

この告示は、令和五年五月二十二日から施行する。

### 人事委員会規則

福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年五月二十一日

福井県人事委員会 委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第二十号

福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福井県一般職の職員等の特殊勤務手当に関する条例施行規則（昭和三十一年福井県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

（感染症防疫等作業に従事する職員の手当の支給）

第六条 条例第七条第一項の人事委員会の定める職員は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める職員とする。

- 一 条例第七条第一項第一号に掲げる作業 健康福祉部健康医療局保健予防課、健康福祉センターまたは県立病院に勤務する職員（健康福祉センターに勤務する職員については、保健師である職員を除く。）

二・三 (略)  
2～5 (略)

（感染症防疫等作業に従事する職員の手当の支給）

第六条 条例第七条第一項の人事委員会の定める職員は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める職員とする。

- 一 条例第七条第一項第一号に掲げる作業 健康福祉部保健予防課、健康福祉センターまたは県立病院に勤務する職員（健康福祉センターに勤務する職員については、保健師である職員を除く。）

二・三 (略)  
2～5 (略)

（麻薬取締業務に従事する職員の手当の支給対象公署）

第八条 条例第九条第一項の人事委員会の定める公署は、健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課とする。

（麻薬取締業務に従事する職員の手当の支給対象公署）

第八条 条例第九条第一項の人事委員会の定める公署は、健康福祉部医薬食品・衛生課とする。

(放射線取扱作業等に従事する職員の手当の支給)  
第十三条 (略)

2 条例第十四条第一項第三号の人事委員会の定める公署は、防災安全部原子力安全対策課(鳥取県に職員を派遣する場合に限る。)、原子力環境監視センターおよび県立病院とする。

3 条例第十四条第一項第四号の人事委員会の定める公署は、原子力環境監視センター、恐竜博物館、一乗谷朝倉氏遺跡博物館および工業技術センターとする。

4 条例第十四条第一項第五号の人事委員会の定める公署は、防災安全部原子力安全対策課とする。

5 (略)

(潜水作業に従事する職員の手当の支給)

第十六条 条例第十七条第一項の人事委員会の定める公署は、水産試験場、栽培漁業センターおよび海洋資源研究センターとする。

2 (略)

(用地交渉業務に従事する職員の手当の支給対象職員)

第十八条 条例第十九条第一項の人事委員会の定める職員は、未来創造部新幹線・交通まちづくり局新幹線建設推進課、嶺南振興局農村整備部、嶺南振興局林業水産部林業事業課、嶺南振興局二州農林部農村整備課、嶺南振興局二州農林部林業水産課、エネルギー環境部自然環境課、農林水産部農村振興課、農林水産部農地保全整備課、農林水産部森づくり課、農林総合事務所農村整備部もしくは農林総合事務所林業部、土木部土木管理課、土木部高規格道路課、土木部河川課、土木事務所、ダム建設事務所、嶺南振興局敦賀港湾事務所または福井空港事務所に勤務する職員とする。

(危険薬剤または有害物質の取扱作業等に従事する職員の手当の支給)  
第二十一条 (略)

2 条例第二十三条第一項第一号の人事委員会の定める職員は、嶺南振興局林業水産部林業・木材活用課、嶺南振興局林業水産部林業事業課、嶺南振興局二州農林部林業水産課、消費生活センター、原子力環境監視センター、恐竜博物館、海浜自然センター、年縞博物館、衛生環境研究センター、産業技術専門学院、工業技術センター、農林水産部流通販売課、農林水産部園芸振興課、農林水産部中山間農業・畜産課、農林総合事務所農業経営支援部もしくは農林総合事務所林業部、農業試験場、園芸研究センター、食品加工研究所、畜産試験場、

(放射線取扱作業等に従事する職員の手当の支給)  
第十三条 (略)

2 条例第十四条第一項第三号の人事委員会の定める公署は、安全環境部原子力安全対策課(鳥取県に職員を派遣する場合に限る。)、原子力環境監視センターおよび県立病院とする。

3 条例第十四条第一項第四号の人事委員会の定める公署は、恐竜博物館、一乗谷朝倉氏遺跡博物館、原子力環境監視センターおよび工業技術センターとする。

4 条例第十四条第一項第五号の人事委員会の定める公署は、安全環境部原子力安全対策課とする。

5 (略)

(潜水作業に従事する職員の手当の支給)

第十六条 条例第十七条第一項の人事委員会の定める公署は、水産試験場および栽培漁業センターとする。

2 (略)

(用地交渉業務に従事する職員の手当の支給対象職員)

第十八条 条例第十九条第一項の人事委員会の定める職員は、地域戦略部新幹線建設推進課、嶺南振興局農村整備部、嶺南振興局林業水産部林業事業課、嶺南振興局二州農林部農村整備課、嶺南振興局二州農林部林業水産課、安全環境部自然環境課、農林水産部農村振興課、農林水産部森づくり課、農林総合事務所農村整備部もしくは農林総合事務所林業部、土木部土木管理課、土木部高規格道路課、土木部河川課、土木事務所、ダム建設事務所、嶺南振興局敦賀港湾事務所または福井空港事務所に勤務する職員とする。

(危険薬剤または有害物質の取扱作業等に従事する職員の手当の支給)  
第二十一条 (略)

2 条例第二十三条第一項第一号の人事委員会の定める職員は、嶺南振興局林業水産部林業・木材活用課、嶺南振興局林業水産部林業事業課、嶺南振興局二州農林部林業水産課、恐竜博物館、消費生活センター、原子力環境監視センター、海浜自然センター、年縞博物館、衛生環境研究センター、工業技術センター、産業技術専門学院、農林水産部流通販売課、農林水産部園芸振興課、農林水産部中山間農業・畜産課、農林総合事務所農業経営支援部もしくは農林総合事務所林業部、農業試験場、園芸研究センター、食品加工研究所、畜産試験場、

別表第一(第二条関係) 給料表の適用範囲表		改正後	
給料表の種類	(略)	適用する機関	(略)
教育職	(略)	適用する職員	(略)
給料表	(略)		
別表第一(第二条関係) 給料表の適用範囲表		改正前	
給料表の種類	(略)	適用する機関	(略)
教育職	(略)	適用する職員	(略)
給料表	(略)		

福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。  
 令和五年五月二十一日  
 福井県人事委員会 委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第二十一号  
 福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
 福井県一般職の職員等の給与に関する条例施行規則(昭和三十二年福井県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

附則  
 この規則は、令和五年五月二十二日から施行する。

<p>2・3 (略)</p> <p>(航空業務に従事する職員の手当の支給)                  第三十五条 条例第四十二条第一項第一号の人事委員会の定める職員は、防災安                  全部消防保安課、防災航空事務所または県立病院に勤務する職員および警察の                  職員とする。</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>(爆発物取締等作業に従事する職員の手当の支給)                  第二十三条 条例第二十七条第一項第一号の人事委員会の定める職員は、防災安                  全部消防保安課に勤務する職員および警察の職員とする。</p>
<p>2・3 (略)</p> <p>(航空業務に従事する職員の手当の支給)                  第三十五条 条例第四十二条第一項第一号の人事委員会の定める職員は、安全環                  境部危機対策・防災課、防災航空事務所または県立病院に勤務する職員および                  警察の職員とする。</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>(爆発物取締等作業に従事する職員の手当の支給)                  第二十三条 条例第二十七条第一項第一号の人事委員会の定める職員は、安全環                  境部危機対策・防災課に勤務する職員および警察の職員とする。</p>

家畜保健衛生所、水産試験場、栽培漁業センター、海洋資源研究センター、内  
 水面総合センター、総合グリーンセンター、若狭東高等学校、福井農林高等学  
 校または坂井高等学校に勤務する職員とする。  
 3 条例第二十三条第一項第二号の人事委員会の定める公署は、エネルギー環境  
 部環境政策課および健康福祉センターとする。

家畜保健衛生所、水産試験場、栽培漁業センター、内水面総合センター、総合  
 グリーンセンター、若狭東高等学校、福井農林高等学校または坂井高等学校に  
 勤務する職員とする。  
 3 条例第二十三条第一項第二号の人事委員会の定める公署は、安全環境部環境  
 政策課および健康福祉センターとする。

(略)	<p>医療職 給料表 (二)</p>	<p>医療職 給料表 (一)</p>	<p>研究職 給料表</p>
(略)	<p>原子力環境監視センター、健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課(動物愛護センターに限る。)、健康福祉センター、総合福祉相談所、こども療育センター、和敬学園、県立病院、衛生環境研究センター、畜産試験場、家畜保健衛生所、特別支援学校、中学校、小学校</p>	<p>健康福祉部(理事を置く場合に限る。)、健康福祉部健康医療局地域医療課、健康福祉センター、総合福祉相談所、こども療育センター、県立病院</p>	<p>総務部大学私学課、防災安全部原子力安全対策課(鳥取県に職員を派遣する場合に限る。)、消費生活センター、原子力環境監視センター、恐竜博物館、歴史博物館、美術館、若狭歴史博物館、一乗谷朝倉氏遺跡博物館、エネルギ環境部自然環境課、年縞博物館、県立病院、衛生環境研究センター、工業技術センター、陶芸館、越前古窯博物館、農業試験場、園芸研究センター、食品加工研究所、畜産試験場、水産試験場、栽培漁業センター、海洋資源研究センター、内水面総合センター、総合グリーンセンター、教育庁生涯学習・文化財課、埋蔵文化財調査センター、ふるさと文学館、こども歴史文化館、警察本部鑑識課、警察本部科学捜査研究所</p>
(略)	<p>上欄の機関に勤務する職員のうち、次の各号に掲げる者 1～15 (略)</p>	<p>上欄の機関に勤務する職員のうち、医療業務または公衆衛生業務に従事する医師および歯科医師</p>	<p>上欄の機関に勤務する職員のうち、専門的学識と創意等をもつて、試験研究または調査研究業務に従事する者</p>
(略)	<p>医療職 給料表 (二)</p>	<p>医療職 給料表 (一)</p>	<p>研究職 給料表</p>
(略)	<p>原子力環境監視センター、衛生環境研究センター、健康福祉部医薬食品・衛生課(動物愛護センターに限る。)、健康福祉センター、総合福祉相談所、こども療育センター、和敬学園、県立病院、畜産試験場、家畜保健衛生所、特別支援学校、中学校、小学校</p>	<p>健康福祉部地域医療課、健康福祉部保健予防課、健康福祉センター、総合福祉相談所、こども療育センター、県立病院</p>	<p>総務部大学私学課、恐竜博物館、歴史博物館、美術館、若狭歴史博物館、一乗谷朝倉氏遺跡博物館、安全環境部原子力安全対策課(鳥取県に職員を派遣する場合に限る。)、自然環境課、消費生活センター、原子力環境監視センター、年縞博物館、県立病院、衛生環境研究センター、工業技術センター、陶芸館、越前古窯博物館、農業試験場、園芸研究センター、食品加工研究所、畜産試験場、水産試験場、栽培漁業センター、内水面総合センター、総合グリーンセンター、教育庁生涯学習・文化財課、埋蔵文化財調査センター、ふるさと文学館、こども歴史文化館、警察本部鑑識課、警察本部科学捜査研究所</p>
(略)	<p>上欄の機関に勤務する職員のうち、次の各号に掲げる者 1～15 (略)</p>	<p>上欄の機関に勤務する職員のうち、医療業務または公衆衛生業務に従事する医師および歯科医師</p>	<p>上欄の機関に勤務する職員のうち、専門的学識と創意等をもつて、試験研究または調査研究業務に従事する者</p>



同部嶺南振興局の項中

副局長 危機対策 幹	若狭企画 振興室長 振興室長 二州農林 部長	政策参事 嶺南プロ ジェクト 推進室長 農業経営 支援部次 長 農村整備 部長 林業水産 部長 二州農林 部技術経 営支援課 長 二州農林 部農村整 備課長
------------------	------------------------------------	---

を

副局長 危機管理 幹	若狭企画 振興室長 振興室長 二州農林 部長	政策参事 嶺南プロ ジェクト 推進室長 農業経営 支援部次 長 農村整備 部長 二州農林 部技術経 営支援課 長 二州農林 部農村整 備課長
------------------	------------------------------------	---

に改め、同部生活学習館の項の次に次のように加える。

別表第十一知事の事務部局の部本庁の項中

首都圏統 括監 部長	危機対策 監 理事 新幹線・ まちづく り対策監 文化・ス ポーツ局 長 健康医療 政策監 知事公室 長 副部長 副部長 会計管理 者 会計局長	課長 室長（人 事委員会 が別に定 める職に 限る。）	政策参事 室長（人 事委員会 が別に定 める職を 除く。） 参事
------------------	---	--	--

を

首都圏統 括監 危機管理 部長 監 会計管理 者	理事 新幹線・ 交通まち づくり局 長 文化・ス ポーツ局 長 健康医療 局長 知事公室 長 副部長 会計局長	課長 室長（人 事委員会 が別に定 める職に 限る。）	政策参事 室長（人 事委員会 が別に定 める職を 除く。） 参事
--	--	--	--

に改め、



同部嶺南振興局若狭健康福祉センターの項中

所長
次長

を

所長
次長

に改め、同部県立病院の項中

所長
医幹

を

所長 医幹

に改め、同部総合福祉相談所の項中

	課長
室次長	薬剤部次
連携推進	長
地域医療	看護部次
室長	長
地域医療	看護部次
連携推進	長(病棟)
室長	看護部次
サービス	長(外来)
利用環境	看護部次
室長	長(教育)
栄養管理	看護部次
室長	長
放射線室	検査室長
長	リハビリ
リハビリ	テーショ
ン室長	室長

を







総合福祉相談 所 (略)	(略)	(4) SDGsダイレクターの業務に従事 することを本務とする職員	—
		(5) 歴史魅力向上ダイレクターの業務に 従事することを本務とする職員	—
総合福祉相談 所 (略)	(略)	(略)	(略)

附則

この規則は、令和五年五月二十二日から施行する。

福井県の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年五月二十一日

福井県人事委員会 委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第二十三号

福井県の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

福井県の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年福井県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

別表第一（第二条関係）		改正後	改正前		
本庁	組織	職員	職員		
議会局 知事部局	(略)	首都圏統括監 危機管理監 部長 理事 新幹線・交通 まちづくり局長 文化・スポーツ局長 健康医療局長 知事公室長 副部長 課(室)長 政策参事 参事 課 (室) 長補佐(労働関係に関する事務を担当する者に限 る。) 予算を担当する総括主任、主任、企画主査、主 査および主事(財政課、未来戦略課または各部の政策推 進グループに所属する者に限る。) 労働関係に関する 事務を担当する総括主任、主任および企画主査(人事課 または各部の政策推進グループに所属する者に限る。) 労働関係に関する事務を担当する主査および主事(人 事課に所属する者に限る。) 法制を担当する総括主任 、主任、企画主査および主査(情報公開・法制課に所属	議会局 知事部局	(略)	首都圏統括監 部長 危機対策監 理事 新幹線・まち づくり対策監 健康医療政策監 文化・スポーツ局長 知事公室長 副部長 課(室)長 政策参事 参事 課 (室) 長補佐(労働関係に関する事務を担当する者に限 る。) 予算を担当する総括主任、主任、企画主査、主 査および主事(財政課、未来戦略課または各部の政策推 進グループに所属する者に限る。) 労働関係に関する 事務を担当する総括主任、主任および企画主査(人事課 または各部の政策推進グループに所属する者に限る。) 労働関係に関する事務を担当する主査および主事(人 事課に所属する者に限る。) 法制を担当する総括主任 、主任、企画主査および主査(情報公開・法制課に所属

武道館	(略)	(略)	若狭歴史博物館	(略)	美術館	館長 副館長	歴史博物館	(略)	恐竜博物館	館長 副館長 研究・展示課長 探究・体験課長 事業教育課長	原子力環境監視センター	所長 管理室長	防災航空事務所	所長	消防学校	校長	消費生活センター	所長 次長	福井県税事務所	(略)	嶺南振興局	局長 副局長 危機管理幹事 部長 政策参事 室長 部次長	生活学習館	館長 副館長 課長	京都事務所	(略)	組織	職員	出先機関	別表第二(第二条関係)	備考	156 (略)	会計局	(略)	秘書	する者に限る。) 庁舎管理を担当する総括主任、主任および企画主査(財産活用課に所属する者に限る。)
-----	-----	-----	---------	-----	-----	--------	-------	-----	-------	-------------------------------	-------------	---------	---------	----	------	----	----------	-------	---------	-----	-------	------------------------------	-------	-----------	-------	-----	----	----	------	-------------	----	---------	-----	-----	----	---

防災航空事務所	所長	消防学校	校長	生活学習館	館長 副館長 課長	消費生活センター	所長 次長	武道館	(略)	若狭歴史博物館	(略)	美術館	館長 副館長 総括学芸員	歴史博物館	(略)	恐竜博物館	館長 副館長 総括研究員 研究・展示課長 事業教育課長	福井県税事務所	(略)	嶺南振興局	局長 副局長 危機対策幹事 部長 政策参事 室長 部次長	京都事務所	(略)	組織	職員	出先機関	別表第二(第二条関係)	備考	156 (略)	会計局	(略)	秘書	する者に限る。) 庁舎管理を担当する総括主任、主任および企画主査(財産活用課に所属する者に限る。)
---------	----	------	----	-------	-----------	----------	-------	-----	-----	---------	-----	-----	--------------	-------	-----	-------	-----------------------------	---------	-----	-------	------------------------------	-------	-----	----	----	------	-------------	----	---------	-----	-----	----	---



図書館	特別支援教育センター	(略)	内水面総合センター	海洋資源研究センター	栽培漁業センター	水産試験場	県営牧場	(略)	農業試験場	農林総合事務所	越前古窯博物館	工業技術センター	産業技術専門学院	看護専門学校	和敬学園	県立病院	自然保護センター	海浜自然センター	自然保護センター
館長 文書館長 ふるさと文学館長 副館長 文書館 副館長 若狭図書館学習センター長 子ども読書推進室	(略)	(略)	(略)	所長	(略)	場長 部長 管理課長	(略)	(略)	(略)	所長 次長 部長 農村整備部次長	(略)	(略)	学院長 副学院長 管理室長	(略)	(略)	院長 副院長 事務局長 事務局次長 部長センター 長 部次長 経営管理課参事 医療サービス課長 利用 環境サービス室長 検査室長 放射線室長 リハビリ テーション室長 栄養管理室長 地域医療連携推進 室次長 経営管理課長補佐	(略)	(略)	所長 次長

図書館	特別支援教育センター	(略)	内水面総合センター	栽培漁業センター	水産試験場	県営牧場	(略)	農業試験場	農林総合事務所	産業技術専門学院	越前古窯博物館	工業技術センター	看護専門学校	和敬学園	県立病院	原子力環境監視センター	自然保護センター	海浜自然センター	自然保護センター
館長 文書館長 ふるさと文学館長 副館長 文書館 副館長 若狭図書館学習センター長 総括司書	(略)	(略)	(略)	(略)	場長 部長 管理課長 企画・先端研究室長	(略)	(略)	(略)	所長 次長 部長	学院長 副学院長 管理室長	(略)	(略)	(略)	(略)	院長 副院長 事務局長 事務局次長 部長センター 長 部次長 経営管理課長 医療サービス課長 利用 環境サービス室長 検査室長 放射線室長 リハビリ テーション室長 栄養管理室長 地域医療連携推進室 次長 経営管理課長補佐	(略)	(略)	所長	所長 管理室長

附 則  
この規則は、令和五年五月二十二日から施行する。

(略)	子ども歴史文化館
(略)	(略)

(略)	子ども歴史文化館
(略)	(略)

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和五年五月二十一日

福井県人事委員会 委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第二十四号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和四十四年福井県人事委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一イの表知事の事務部局の部本庁の項中

主任検査員 機関士	課長補佐 坂井会長 計室長 奥越会長 計室長 丹南会長 計室長 納税推進室次 長(嶺南) 主任検査員 主任工 事検査 員 船長 機関長	課長 室長 政策参 事	課長	知事公 室長 副部長 会計局 長	首都圏 統括監 部長 理事 新幹線 ・まち づくり 対策監 文化・ スポーツ 局長 危機対 策監 健康医 療政策 監 会計管 理者
--------------	---	----------------------	----	------------------------------	--

を

に改め、同部

主任検査員	課長補佐 坂井会長 計室長 奥越会長 計室長 丹南会長 計室長 納税推進室次 長(嶺南) 主任検査員 主任工 事検査 員 船長 機関長	課長 室長 政策参 事	課長	知事公 室長 副部長 会計局 長	首都圏 統括監 危機管 理監 部長 理事 新幹線 ・交通 まちづ くり局 長 文化・ スポーツ 局長 健康医 療局長 会計管 理者
-------	---	----------------------	----	------------------------------	--

嶺南振興局の項中

若狭企 画振興 室長 嶺南プ ロジェ クト推 進室長 農業経 営支援 部長 農業経 営支援 部次長 農村整 備部長 林業水 産部長 二州企 画振興 室長 二州農 林部長 二州農 林部技 術経営 支援課 長 農村整 備課長	税務部 長	副局長 危機対 策幹
--	----------	------------------

を

に改め、同部東京事務所の項中

若狭企 画振興 室長 嶺南プ ロジェ クト推 進室長 農業経 営支援 部長 農業経 営支援 部次長 農村整 備部長 林業水 産部長 二州企 画振興 室長 二州農 林部長 二州農 林部技 術経営 支援課 長 農村整 備課長	税務部 長 二州農 林部長	副局長 危機管 理幹
--	------------------------	------------------

副所長 副所長 (全国 知事会 ) 所長代 理	
--	--

を

副所長 副所長 (全国 知事会 ) 所長代 理	副所長 (首都 圏統括 )
--	------------------------

に改め、同部大阪事務所の項中

所長補 佐	
----------	--

を

	所長補 佐
--	----------

に改め、同部生活学習館の項の次に

次のように加える。

消費生活センター									
消防学校			講師	講師	次長 副校長 教務主任	所長	校長		
防災航空事務所							所長		
原子力環境監視センター					管理室 管理長				

別表第一イの表知事の事務部局の部心竜博物館の項中

利用サービス室長 事業教育課長		副館長	
--------------------	--	-----	--

を

「サード 推進 課長 事業教 育課長	副館長	館長
--------------------------------	-----	----

に改め、同部美術館の項中

副館長	館長
-----	----

を

副館長	館長
-----	----

に改め、同部若

狭歴史博物館の項中

館長
----

を

館長
----

に改め、同部中

武道館						副館長 利用サ ービス 室長	館長				
消費生 活セン ター						次長	所長				
消防学 校			講師		講師	副校長 教務主 任	校長				
防災航 空事務 所						管理室 長	所長				
原子力 環境セン ター											

武道館						副館長 利用サ ービス 室長	館長				
-----	--	--	--	--	--	-------------------------	----	--	--	--	--

に改め、同部自然保護センターの項中

次長	所長
----	----

を

所長	次長
----	----

に改め、同部福井健康福祉センターの項中

所長	
----	--

を

に改め、同部嶺南振興局若狭健康福祉センターの項中

所長	
----	--

に改め、同部総合福祉相談所の項中

地域支援室長 福祉課長	
----------------	--

を

地域支援室長 福祉課長	所長
----------------	----

地域支援 一時的保護 室長 障がい 者支援 課長 子ども ・女性 支援課 長 判定課 長	次長	所長	
---	----	----	--

を

に改め、同部県立病院の項中

障がい 者支援 課長 緊急対 応課長 家庭支 援課長 社会的 養育課 長 心理判 定課長	次長 ( 一時保 護)	所長
---	----------------------	----

に改め、同部衛生環境研究センターの項の次に次の

課長 参事 (経営 管理) 環境サ ービス 室長
--

を

課長 環境サ ービス 室長
------------------------

ように加える。

福井産業技術専門学院					主任指導員	管理室主任指導員		学院長			
産賀産業技術専門学院					主任指導員	主任指導員	副学院長	学院長			

別表第一イの表知事の事務部局の部中

越前古窯博物館							館長				
福井産業技術専門学院					主任指導員	管理室主任指導員	学院長				
産賀産業技術専門学院					主任指導員	主任指導員	副学院長	学院長			

越前古窯博物館							館長				
---------	--	--	--	--	--	--	----	--	--	--	--

同部坂井地区水道管理事務所の項中

所長							所長
----	--	--	--	--	--	--	----

に改め、同部福井農林総合事務所の

に改め、





奥越高原牧場				次長	場長			
水産試験場		通信長	船長	管理課 長 船機一関 長 長機一関 長 長機一関	企画・ 先端研 究部長			

を

に改め、同部総合グリーンセンターの項中

緑化・ 花づくり り推進 部長		所長	
--------------------------	--	----	--

を

所長 緑化・ 花づくり り推進 部長			
--------------------------------	--	--	--

に改め、同部嶺

南振興局敦賀土木事務所の項中

所長	
----	--

を

所長	
----	--

に改め、同部福井空港事務所の項中

所長	
----	--

を

所長	
----	--

に改める。

別表第一イの表議政局の部中

主事	企画主 査 主査	主任 企画主 査	主任秘 書 総括主 任 主任	課長 参事	
----	-------------	----------------	----------------------	----------	--

を

企画主 査 主査	主任 企画主 査	課長補 佐 主任秘書 総括主 任 主任	参事	課長
----------------	----------------	------------------------------------	----	----

に改める。

別表第一イの表労働委員会事務局の部中

企画主 査	次長補 佐 主任
----------	----------------

を

主事	次長補 佐 総括主 任
----	----------------------

に改める。

別表第一イの表教育庁の部本庁の項中

課長	副部長
----	-----

を

副部長	副所長
-----	-----

に改め、同部教育総合研究所の項中

副所長	副館長 (利用 促進) 子ども 読書推 進室長
-----	--

に改め、同部図書館の項中

子ども 読書推 進室長	総括司 書
-------------------	----------

を

副館長 (利用 促進) 子ども 読書推 進室長	副館長(調査 研究)
--	---------------

に改め、同部若狭高校の項中「航海

十」を削る。

別表第一ハの表知事の事務部局の部中

恐竜博 物館	副館長 研究・展示課 長
-----------	--------------------

を

原子力 環境監 視セン ター	所長 福井分析管理 室長	副館長 研究・展示課 長 探究・体験課 長
恐竜博 物館		

に改め、同部美術館の項中

副館長(展示 ) 総括学芸員
----------------------

を

副館長(学芸 )
-------------

に改め、同部中

一乗谷 朝倉氏 遺跡博 物館	副館長(調査 研究)	所長 福井分析管理 室長
原子力 環境監 視セン ター		

を

一乗谷 朝倉氏 遺跡博 物館	副館長(調査 研究)
-------------------------	---------------

に改め、同部中

水産試験場 栽培漁業センター					場長 部長 所長	
-------------------	--	--	--	--	----------------	--

を

栽培漁業センター 海洋資源研究センター					所長	
------------------------	--	--	--	--	----	--

に改め、同部共通の項中

総括研究員  
主任研究員

を

参事  
総括研究員  
主任研究員

に改める。

別表第一ハの表教育庁の部(子ども歴史文化館の項中「学芸員」)を削り、同部共通の項中

文化財調査員	主任 主査	
--------	----------	--

を

文化財調査員	主任 主査	主任
--------	----------	----

に改める。

別表第二ニの表知事の事務部局の部(嶺南振興局二州健康福祉センターの項中「図書」)を削り、同部嶺南振興局若狭健康福祉センターの項を削り、同部共通の項中「監査」を「理事」に改める。

別表第一ホの表知事の事務部局の部(坂井健康福祉センター)の項中

環境衛生課長	
--------	--

を

環境衛生課長	次長
--------	----

に改め、同部丹南健康福祉セ

センターの項中

生活衛生課長 環境廃棄物対策課長	医療監査室長
---------------------	--------

を

医療監査室長 生活衛生課長 環境廃棄物対策課長	
-------------------------------	--

に改め、同部

嶺南振興局二州健康福祉センターの項中

生活衛生課長 環境廃棄物対策課長 衛生検査課長	次長
-------------------------------	----

を

に改め、同部県立病院の項中

生活衛生課長 環境廃棄物対策課長	次長 衛生検査課長
---------------------	--------------

検査室次長 放射線室 次長 リハビリ テーション 室次長 臨床工学 技術室次 長 栄養管理 室次長	薬剤部次長 検査室長 放射線室 長 リハビリ テーション 室長 栄養管理 室長	薬剤部長
検査室次長 放射線室 次長 リハビリ テーション 室次長 臨床工学 技術室長 栄養管理 室次長	検査室長 放射線室 長 リハビリ テーション 室長 栄養管理 室長	薬剤部次長 薬剤部長

同部奥越高原牧場の項を削る。

別表第一への表知事の事務部局の部坂井健康福祉センターの項中「次長」を削り、同部嶺南振興局二州健康福祉センターの項中

地域保健課長	地域保健課長	次長
--------	--------	----

に改め、同部総合福祉相談所

の項を削り、同部共通の項中

主事	企画主事 主事	主事
----	------------	----

を

主事	企画主事 主事	企画主事 主事
----	------------	------------

に改める。

附則

この規則は、令和五年五月二十二日から施行する。

福井県企業管理規程第五号

福井県公営企業組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年五月二十一日

福井県知事 杉本 達治

福井県公営企業組織規程の一部を改正する規程

福井県公営企業組織規程（昭和四十四年福井県企業管理規程第一号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（政策推進グループ）</p> <p>第二条の二（略）</p> <p>2 前項の政策推進グループは、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 公営企業に係る行政改革およびDXの推進に関する事。</p> <p>四〜七（略）</p> <p>3（略）</p>	<p>（政策推進グループ）</p> <p>第二条の二（略）</p> <p>2 前項の政策推進グループは、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 公営企業に係る行政改革の推進に関する事。</p> <p>四〜七（略）</p> <p>3（略）</p>

附則

この規程は、令和五年五月二十二日から施行する。

福井県訓令第15号

福井県教育委員会訓令第3号

福井県警察本部訓令第21号

庁中一般

警察本部

福井県公共交通機関活性化推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年5月21日

福井県知事 杉本 達治

福井県教育委員会

福井県警察本部長 江口 有隣

福井県公共交通機関活性化推進本部設置規程の一部を改正する訓令

福井県公共交通機関活性化推進本部設置規程（平成14年福井県訓令第1号・福井県教育委員会訓令第1号・福井県警察本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 本部長は副知事を、副本部長は<u>未来創造部長</u>をもって充てる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 推進本部の庶務は、<u>未来創造部新幹線・交通まちづくり局交通まちづくり課</u>において処理する。</p> <p>別表第1 (第3条関係)</p> <p>総務部長 <u>防災安全部長</u> 交流文化部長 <u>エネルギー環境部長</u> 健康福祉部長 (略)</p> <p>別表第2 (第6条関係)</p> <p>(略)</p> <p>市町協働課長 <u>女性活躍課長</u> <u>県民協働課長</u> 地域鉄道課長 (略)</p> <p>長寿福祉課長 <u>商業・市場開拓課長</u> 道路保全課長 (略)</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 本部長は副知事を、副本部長は<u>地域戦略部長</u>をもって充てる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 推進本部の庶務は、<u>地域戦略部交通まちづくり課</u>において処理する。</p> <p>別表第1 (第3条関係)</p> <p>総務部長 交流文化部長 <u>安全環境部長</u> 健康福祉部長 (略)</p> <p>別表第2 (第6条関係)</p> <p>(略)</p> <p>市町協働課長 <u>県民活躍課長</u> 地域鉄道課長 (略)</p> <p>長寿福祉課長 <u>産業政策課長</u> 道路保全課長 (略)</p>

附 則

この訓令は、令和5年5月22日から施行する。

- 福井県訓令第16号
- 福井県教育委員会訓令第4号
- 福井県警察本部訓令第20号

庁中一般  
各出先機関  
各教育機関  
警察本部  
警察学校  
警察署

福井県青少年総合対策本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和5年5月21日

福井県知事 杉本 達治  
福井県教育委員会  
福井県警察本部長 江口 有隣

福井県青少年総合対策本部設置規程の一部を改正する訓令  
福井県青少年総合対策本部設置規程(昭和58年福井県訓令第8号・福井県教育委員会訓令第2号・福井県警察本部訓令第6号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(組織) 第3条 (略) 2 本部長は知事を、副本部長は<u>防災安全部長</u>、教育長および警察本部長をもつて充てる。 3 (略) (庶務) 第7条 対策本部の庶務は、<u>防災安全部県民安全課</u>において処理する。 別表第2(第5条関係) 1 常任幹事 スポーツ課長 県民安全課長 子ども未来課長 児童家庭課長 医薬食品 ・衛生課長 労働政策課長 高校教育課長 義務教育課長 生涯学習・文化財課長 保健体育課長 <u>人身安全・少年課長</u> 2 幹事 広報広聴課長 大学私学課長 <u>女性活躍課長</u> 県民協働課長 定住交流課長 地域福祉課長 <u>障がい福祉課長</u> <u>健康政策課長</u> 地域医療課長 保健予防課長 国際経済課長 中山間農業・畜産課長 水産課長 県産材活用課長 土木管理課長 都市計画課長 交通指導課長</p>	<p>(組織) 第3条 (略) 2 本部長は知事を、副本部長は<u>安全環境部</u>長、教育長および警察本部長をもつて充てる。 3 (略) (庶務) 第7条 対策本部の庶務は、<u>安全環境部県民安全課</u>において処理する。 別表第2(第5条関係) 1 常任幹事 スポーツ課長 県民安全課長 子ども未来課長 児童家庭課長 医薬食品 ・衛生課長 労働政策課長 高校教育課長 義務教育課長 生涯学習・文化財課長 保健体育課長 <u>少年女性安全課長</u> 2 幹事 広報広聴課長 大学私学課長 県民活躍課長 定住交流課長 地域福祉課長 <u>健康政策課長</u> <u>障がい福祉課長</u> 地域医療課長 保健予防課長 国際経済課長 中山間農業・畜産課長 水産課長 県産材活用課長 土木管理課長 都市計画課長 交通指導課長</p>

附 則

この訓令は、令和5年5月22日から施行する。